

# 特別支援学校医療的ケア実施体制状況調査結果

(平成19年5月1日現在の状況)

## (1) 全域における対象幼児児童生徒数

区分	在学者数 (名)	医療的ケアが必要な幼児児童生徒数(名)					合計	割合(%)
		幼稚部	小学部	中学部	高等部			
通学生	99,901	42	2,267	1,064	1,124	4,497	4.5	
訪問教育 (家庭)	1,466	1	534	203	196	934	63.7	
訪問教育 (施設)	810	0	115	50	159	324	40.0	
訪問教育 (病院)	1,004	0	161	81	139	381	37.9	
合計	103,181	43	3,077	1,398	1,618	6,136	5.9	
割合		0.7%	50.1%	22.8%	26.4%	100.0%		

※高等部の専攻科は除く。

## (2) 行為別対象幼児児童生徒数

医療的ケア項目		計(名)
栄養	●経管栄養(鼻腔に留置されている管からの注入)	2,273
	●経管栄養(胃ろう)	1,340
	●経管栄養(腸ろう)	87
	経管栄養(口腔ネラトン法)	115
	IVH中心静脈栄養	31
呼吸	●口腔・鼻腔(咽頭より手前まで)	2,349
	口腔・鼻腔(咽頭より奥の気道)	1,521
	経鼻咽頭エアウェイ内	122
	気管切開部(気管カニューレより)	1,366
	気管切開部の衛生管理	1,277
	ネブライザー等による薬液(気管支拡張剤等)の吸入	1,324
	経鼻咽頭エアウェイの装着	146
	酸素療法	762
	人工呼吸器の使用	523
排泄	導尿(介助)	334
その他		756
合計(延人数)		14,326
医療的ケアが必要な幼児児童生徒数		6,136
在学者数(全域の総数)		103,181

※●は教員が行うことが容認されている医療的ケア項目である。



平成19年度 特別支援学校医療のケア実施状況調査結果②

(平成19年5月1日現在)

	医療的ケアが必要な幼児児童生徒数													
	訪問教育(施設)						訪問教育(病院)						訪問教育 合計	
	幼	小	中	高	計	割合	幼	小	中	高	計	割合		
名	名	名	名	名	%	名	名	名	名	名	%	名		
01 北海道	0	17	5	26	48	55.2	0	10	3	12	25	46.3	144	
02 青森県	0	0	0	0	0	0.0	0	3	0	1	4	16.7	26	
03 岩手県	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0	
04 宮城県	0	6	1	4	11	100.0	0	2	0	0	2	100.0	31	
05 秋田県	0	2	2	8	12	100.0	0	0	0	0	0	0.0	26	
06 山形県	0	0	0	0	0	0.0	0	3	2	1	6	35.3	19	
07 福島県	0	0	0	0	0	0.0	0	1	4	0	5	31.3	21	
08 茨城県	0	5	3	3	11	47.8	0	4	2	2	8	19.0	54	
09 栃木県	0	5	1	3	9	20.9	0	8	6	0	14	31.1	32	
10 群馬県	0	2	1	3	6	66.7	0	7	4	4	15	100.0	29	
11 埼玉県	0	5	8	3	16	84.2	0	4	1	3	8	22.9	63	
12 千葉県	0	0	0	0	0	0.0	0	6	8	4	18	27.7	52	
13 東京都	0	8	4	5	17	70.8	0	4	2	5	11	13.3	147	
14 神奈川県	0	5	2	7	14	12.8	0	1	1	0	2	100.0	47	
15 新潟県	0	0	0	3	3	30.0	0	2	2	1	5	50.0	20	
16 富山県	0	1	0	0	1	50.0	0	14	3	7	24	100.0	30	
17 石川県	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	11	
18 福井県	0	0	0	0	0	0.0	0	4	0	3	7	77.8	7	
19 山梨県	0	0	0	0	0	0.0	0	6	0	2	8	88.9	16	
20 長野県	0	7	2	5	14	53.8	0	1	2	33	36	85.7	70	
21 岐阜県	0	0	0	0	0	0.0	0	4	3	1	8	100.0	22	
22 静岡県	0	13	3	8	24	66.7	0	4	2	0	6	16.7	59	
23 愛知県	0	2	0	1	3	4.8	0	4	0	0	4	14.8	68	
24 三重県	0	0	0	0	0	0.0	0	3	4	1	8	30.8	8	
25 滋賀県	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	8	
26 京都府	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	1	1	100.0	8	
27 大阪府	0	1	1	1	3	18.8	0	0	1	0	1	2.1	17	
28 兵庫県	0	1	2	4	7	9.3	0	3	2	9	14	36.8	34	
29 奈良県	0	5	0	4	9	75.0	0	0	0	0	0	0.0	15	
30 和歌山県	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	12	
31 鳥取県	0	0	0	0	0	0.0	0	1	2	5	8	57.1	16	
32 島根県	0	0	0	0	0	0.0	0	1	0	0	1	33.3	8	
33 岡山県	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	5	
34 広島県	0	3	3	1	7	87.5	0	12	6	3	21	100.0	41	
35 山口県	0	5	3	36	44	100.0	0	0	0	0	0	0.0	46	
36 徳島県	0	0	0	0	0	0.0	0	1	1	0	2	100.0	9	
37 香川県	0	0	1	2	3	100.0	0	4	3	0	7	46.7	17	
38 愛媛県	0	1	2	1	4	80.0	0	3	0	3	6	100.0	38	
39 高知県	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	7	
40 福岡県	0	13	1	4	18	48.6	0	11	6	8	25	83.3	82	
41 佐賀県	0	0	0	3	3	75.0	0	4	0	6	10	52.6	17	
42 長崎県	0	0	1	6	7	46.7	0	0	0	0	0	0.0	20	
43 熊本県	0	2	0	0	2	100.0	0	6	4	8	18	85.7	37	
44 大分県	0	0	1	9	10	71.4	0	0	0	1	1	100.0	25	
45 宮崎県	0	0	0	0	0	0.0	0	2	3	5	10	18.2	14	
46 鹿児島県	0	5	1	6	12	27.3	0	12	2	2	16	53.3	50	
47 沖縄県	0	0	0	0	0	0.0	0	3	1	1	5	20.8	20	
51 札幌市	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0	
52 仙台市	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0	
53 さいたま市	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0	
54 千葉市	0	1	2	0	3	75.0	0	0	0	0	0	0.0	3	
55 川崎市	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0	
56 横浜市	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	23	
57 新潟市	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0	
58 静岡市	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
59 浜松市	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0	
60 名古屋市	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0	
61 京都市	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	12	
62 大阪市	0	0	0	0	0	0.0	0	1	0	0	1	12.5	8	
63 堺市	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0	
64 神戸市	0	0	0	3	3	21.4	0	0	0	0	0	0.0	5	
65 広島市	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	4	
66 北九州市	0	0	0	0	0	0.0	0	1	0	0	1	7.1	14	
67 福岡市	0	0	0	0	0	0.0	0	1	1	7	9	56.3	22	
合計	0	115	50	159	324	40.0	0	161	81	139	381	37.9	1,639	

※内容により複数回答の部分がある。また「---」は該当なしを示す。

平成19年度 特別支援学校医療的ケア実施状況調査結果③

(平成19年5月1日現在)

	運営協議会等の設置		運営協議会の構成員										医療的ケアの実施要項等		医療的ケア実施体制整備に係る事業				
	設置	未設置	医師	看護師	学校関係者	学識経験者	保護者	関係部局				その他	総数	有	無	実施	未実施	事業費 千円	事業期間
								教育	医療	保健	福祉								
01 北海道	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		11	○		○	1,414	H19.04~H20.03	
02 青森県	○		○	○	○	○		○	○	○	○		17	○		○	790	H19.04~H21.03	
03 岩手県		○												○		○	26,068	H19.04~H20.03	
04 宮城県	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		16	○		○	94,431	H19.04~H20.03	
05 秋田県	○		○	○	○	○	○				○		28	○		○	31,686	H19.04~H20.03	
06 山形県		○												○		○	5,319	H19.04~H20.03	
07 福島県	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	25	○		○	3,772	H19.04~	
08 茨城県		○												○		○	24,635	H13.04~	
09 栃木県	○		○	○	○			○	○		○		45	○		○	20,292	H19.04~H20.03	
10 群馬県	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		23	○		○	12,482	H19.04~H20.03	
11 埼玉県	○		○		○			○	○				20	○		○	3,068	H19.04~H20.03	
12 千葉県	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		15	○		○	56,508	H19.04~H20.03	
13 東京都	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		25	○		○	13,934	H19.04~H20.03	
14 神奈川県	○		○	○	○	○	○	○	○		○		13	○		○	503	H19.04~H20.03	
15 新潟県	○		○	○	○	○		○	○		○		18	○		○	22,517	H19.04~H20.03	
16 富山県	○		○	○	○			○	○		○		12	○		○	4,426	H19.04~H20.03	
17 石川県	○		○					○	○				6	○		○	532	H19.04~H20.03	
18 福井県	○		○	○	○	○	○		○		○		10	○		○	397	H17.04~H20.03	
19 山梨県	○		○	○	○	○		○	○				21	○		○	109	H19.04~H20.03	
20 長野県	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		13	○		○	26,414	H19.04~H20.03	
21 岐阜県		○												○		○	1,700	H19.04~H20.03	
22 静岡県	○		○	○	○	○	○	○			○	○	17	○			○		
23 愛知県	○		○	○	○			○	○	○	○		24	○		○	38,864	H19.04~H20.03	
24 三重県	○		○	○	○	○		○	○	○	○		13	○		○	4,137	H19.04~H20.03	
25 滋賀県	○		○	○	○	○		○			○		11	○		○	42,589	H19.04~H20.03	
26 京都府	○		○	○	○			○			○		11		○	○	3,000	H19.04~H20.03	
27 大阪府	○		○	○	○			○	○		○		10		○	○	3,220	H19.04~H20.03	
28 兵庫県	○		○	○	○		○					○	10	○		○	2,980	H19.04~H20.03	
29 奈良県	○		○		○	○	○	○				○	13	○		○	1,614	H19.04~H20.03	
30 和歌山県	○		○		○	○				○	○		12		○	○	24,095	H19.04~H20.03	
31 鳥取県	○		○	○	○			○	○		○		12	○		○	294	H19.04~H20.03	
32 島根県		○												○		○	191	H19.04~H20.03	
33 岡山県		○												○		○			
34 広島県	○		○	○	○	○		○			○		21	○		○	2,352	H19.04~H20.03	
35 山口県	○		○	○	○	○		○			○		10	○		○	0	H15.04~	
36 徳島県	○		○	○	○	○		○	○				12	○		○			
37 香川県	○		○	○	○	○		○					18	○		○	8,608	H19.04~H20.03	
38 愛媛県		○												○		○			
39 高知県		○													○	○			
40 福岡県	○		○	○	○	○		○	○		○	○	11	○		○	19,372	H19.08~H22.03	
41 佐賀県		○												○		○	22,836	H15.12~	
42 長崎県	○		○	○	○		○						16	○		○	21,966	H16.04~	
43 熊本県	○		○		○			○	○	○	○		13	○		○	21,158	H19.04~H20.03	
44 大分県	○		○	○	○			○	○				12	○		○	609	H19.04~H20.03	
45 宮崎県	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	17	○		○	51,966	H17.04~H20.03	
46 鹿児島県	○		○	○	○			○	○				14	○		○			
47 沖縄県	○		○		○			○					5	○		○	21,431	H17.04~	
51 札幌市	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	12	○		○	12,227	H19.04~H20.03	
52 仙台市		○												○		○	23,476	H19.04~H20.03	
53 さいたま市	○		○	○	○				○				16	○		○			
54 千葉市		○													○	○			
55 川崎市	○		○	○	○			○	○	○	○		16	○		○	2,774	H19.04~H20.03	
56 横浜市	○		○	○	○	○	○	○	○		○		17	○		○	38,837	H19.04~H20.03	
57 新潟市	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
58 静岡市	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
59 浜松市	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
60 名古屋市	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
61 京都市	○		○	○	○			○					30	○		○	0	H19.04~H20.03	
62 大阪市		○												○		○	37,043	H19.04~H20.03	
63 堺市		○												○		○	0	H19.04~H20.03	
64 神戸市	○		○	○	○			○					16	○		○	6,449	H19.04~H20.03	
65 広島市		○												○		○	5,846	H19.04~H20.03	
66 北九州市	○		○		○	○		○	○	○	○		16	○		○	9,500	H19.04~H20.03	
67 福岡市		○												○		○	9,652	H19.04~H20.03	
合計	45	15	45	38	45	25	16	39	31	20	28	9	723	55	5	51	9	788,083	

※内容により複数回答の部分がある。また「---」は該当なしを示す。

平成19年度 特別支援学校医療的ケア実施状況調査結果④

(平成19年5月1日現在)

	医療的ケアの実施者		看護師の配置方法					緊急時対応マニュアル		ヒヤリハット事例の報告		教員研修			看護師研修				
			自立活動等		単独事業			委託	その他	示している	示していない	求めている	求めていない	教育委員会等	学校	未実施	教育委員会等	学校	未実施
			看護師のみ	看護師と教員	常勤	非常勤	常勤												
01 北海道		○			○			○		○		○			○				
02 青森県		○	○					○		○		○	○		○				
03 岩手県	○					○		○			○			○			○		
04 宮城県		○					○	○		○		○	○				○		
05 秋田県	○			○				○		○			○				○		
06 山形県	○					○		○			○		○				○		
07 福島県		○	○	○		○		○		○			○				○		
08 茨城県		○				○		○			○		○				○		
09 栃木県	○		○			○		○		○		○	○		○	○			
10 群馬県		○					○	○		○		○	○				○		
11 埼玉県		○	○			○			○	○		○					○		
12 千葉県		○		○				○		○		○					○		
13 東京都		○			○	○			○	○		○	○		○	○			
14 神奈川県		○	○			○		○		○		○					○		
15 新潟県		○				○		○		○		○					○		
16 富山県		○				○			○	○			○				○		
17 石川県	○		○					○		○			○				○		
18 福井県		○		○				○		○		○					○		
19 山梨県	○			○					○	○		○	○				○		
20 長野県		○	○			○		○		○		○	○				○		
21 岐阜県	○		○	○					○		○		○				○		
22 静岡県		○		○					○	○		○					○		
23 愛知県	○			○					○		○		○				○		
24 三重県		○	○					○		○		○					○		
25 滋賀県	○					○		○		○		○					○		
26 京都府		○		○				○		○		○	○				○		
27 大阪府		○		○					○		○		○				○		
28 兵庫県	○					○			○	○		○	○				○		
29 奈良県		○					○	○		○		○	○				○		
30 和歌山県		○				○		○		○			○				○		
31 鳥取県		○				○		○		○		○	○				○		
32 島根県		○	○					○		○		○	○				○		
33 岡山県	○			○					○	○		○	○				○		
34 広島県		○		○				○		○		○	○				○		
35 山口県	○			○				○		○		○					○		
36 徳島県		○	○						○		○		○				○		
37 香川県	○					○		○			○		○				○		
38 愛媛県	○						○		○		○		○				○		
39 高知県	○						○	○		○			○				○		
40 福岡県	○					○	○	○		○		○	○				○		
41 佐賀県	○					○	○		○		○		○				○		
42 長崎県		○				○		○		○		○					○		
43 熊本県		○					○		○	○		○					○		
44 大分県		○		○				○		○		○	○				○		
45 宮崎県	○						○	○		○		○	○				○		
46 鹿児島県		○		○				○		○			○				○		
47 沖縄県		○				○		○		○			○				○		
51 札幌市		○				○			○	○		○	○				○		
52 仙台市	○					○		○		○		○					○		
53 さいたま市		○	○	○				○		○		○		○			○		
54 千葉市	○						○	○		○			○				○		
55 川崎市	○					○		○		○		○					○		
56 横浜市		○				○	○		○	○		○					○		
57 新潟市	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---		
58 静岡市	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---		
59 浜松市	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---		
60 名古屋市	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---		
61 京都市		○		○				○		○		○					○		
62 大阪市		○		○					○	○			○				○		
63 堺市		○		○					○	○		○	○				○		
64 神戸市		○				○			○		○		○				○		
65 広島市	○					○			○	○			○				○		
66 北九州市	○						○	○		○			○				○		
67 福岡市	○					○		○		○			○				○		
合計	23	37	12	19	3	27	6	6	37	23	43	17	40	35	5	33	24	10	

※内容により複数回答の部分がある。また「---」は該当なしを示す。

平成19年度 特別支援学校医療的ケア実施状況調査結果⑤

(平成19年5月1日現在)

実施 学校数	医療的ケアを必要としている幼児児童生徒が在学している学校										
	対象障害種別						在学者数	対象幼 児児童 生徒数	配置されている看護師数	うち看護師資格を 有する養護教員数	医療的ケアに 関わっている 教員数
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他					
01 北海道	30	3	2	18	6	1	2,160	236	15	0	41
02 青森県	5	0	0	1	4	1	396	90	6	0	38
03 岩手県	7	0	0	3	1	3	738	31	25	0	0
04 宮城県	13	1	0	9	2	2	1,297	104	48	11	16
05 秋田県	11	0	0	9	2	1	844	110	12	0	0
06 山形県	6	0	1	3	1	1	592	59	2	0	0
07 福島県	15	1	1	8	2	3	1,623	177	19	0	34
08 茨城県	14	1	0	10	3	1	2,274	163	16	0	34
09 栃木県	12	1	1	6	2	3	1,695	111	19	0	0
10 群馬県	9	0	0	5	3	1	856	92	6	0	45
11 埼玉県	17	0	2	8	7	1	2,248	219	18	1	28
12 千葉県	27	1	1	19	6	5	3,761	293	21	0	108
13 東京都	15	0	0	3	15	0	1,909	595	125	0	395
14 神奈川県	20	0	1	16	11	2	3,174	254	21	0	166
15 新潟県	14	0	0	9	3	2	919	77	15	0	9
16 富山県	6	0	0	2	3	1	603	63	5	0	13
17 石川県	7	0	0	3	3	1	641	62	5	0	0
18 福井県	8	1	0	5	5	4	618	29	7	0	8
19 山梨県	4	0	0	2	3	0	295	52	5	0	0
20 長野県	14	0	0	11	2	2	2,052	108	15	0	17
21 岐阜県	9	0	0	4	2	3	1,337	121	18	0	0
22 静岡県	11	0	0	7	4	0	2,103	190	21	0	297
23 愛知県	19	2	3	5	8	1	3,868	247	16	0	0
24 三重県	8	0	0	1	7	1	482	57	13	0	100
25 滋賀県	8	0	1	6	7	0	1,085	75	16	0	0
26 京都府	9	0	0	9	8	1	1,050	63	22	4	109
27 大阪府	12	0	0	8	9	0	2,029	213	41	3	475
28 兵庫県	26	0	3	11	11	1	2,523	237	57	2	172
29 奈良県	8	1	0	5	2	1	869	50	6	6	63
30 和歌山県	8	1	0	5	6	1	954	44	10	1	55
31 鳥取県	5	0	0	3	3	1	644	62	6	0	6
32 島根県	5	0	0	2	2	1	380	46	9	0	50
33 岡山県	5	0	0	3	5	1	769	48	8	0	0
34 広島県	12	0	1	7	3	1	1,250	133	14	0	132
35 山口県	8	1	0	5	2	0	940	88	22	0	16
36 徳島県	6	0	0	4	3	2	674	85	10	0	12
37 香川県	6	0	1	3	1	1	617	48	4	0	0
38 愛媛県	4	0	0	3	1	1	892	58	4	0	0
39 高知県	5	0	0	2	3	0	320	29	3	0	0
40 福岡県	15	1	2	9	2	1	1,715	136	14	0	0
41 佐賀県	4	0	0	2	3	1	358	75	11	0	0
42 長崎県	11	0	1	6	4	2	1,049	86	8	0	2
43 熊本県	10	0	0	5	4	1	802	102	11	0	18
44 大分県	13	1	1	8	2	1	926	93	6	0	4
45 宮崎県	8	0	1	5	4	1	473	50	12	0	0
46 鹿児島県	11	0	0	7	11	2	1,227	97	4	0	20
47 沖縄県	11	1	0	4	5	1	913	114	8	0	2
51 札幌市	3	0	0	1	2	0	185	26	4	0	19
52 仙台市	1	0	0	1	0	0	152	7	5	0	0
53 さいたま市	1	0	0	0	1	0	58	12	4	0	13
54 千葉市	2	0	0	2	0	0	224	3	0	0	0
55 川崎市	1	0	0	1	0	0	99	1	1	0	0
56 横浜市	5	0	0	0	5	0	429	181	15	0	231
57 新潟市	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
58 静岡市	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
59 浜松市	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
60 名古屋市	0	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
61 京都市	4	0	0	4	4	0	653	57	19	8	45
62 大阪市	8	1	1	2	3	1	1,032	88	9	0	185
63 堺市	1	0	0	0	1	0	12	9	3	0	16
64 神戸市	2	0	0	0	2	1	187	42	8	4	82
65 広島市	1	0	0	1	0	0	253	13	2	0	0
66 北九州市	2	0	0	0	2	1	220	29	2	0	0
67 福岡市	6	0	0	3	2	1	885	96	2	0	0
合 計	548	(A) 18	24	304	228	66	63,333	6,136	853	40	3,076
		(B) 71	102	592	249	106	在学者数 の割合	9.7%			
	(A)/(B)	25.4%	23.5%	51.4%	91.6%	62.3%					

※(B)はそれぞれの障害種別に対応している学校数を示す。  
 複数の障害種別を対象としている学校はそれぞれでカウント。

## 医療的ケア実施体制整備に係る都道府県・指定都市の事業

	事業名	事業目的	事業内容
01 北海道	特別支援学校医療的ケア体制整備事業	特別支援学校に在籍し、医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、看護師や教員が安全に医療的ケアを実施できる体制を整備するために連絡協議会を設置し、必要な知識・技能等を習得するための研修会を実施することにより、保護者の付添の負担軽減を図るとともに、児童生徒の学習環境を整備する。	・医療的ケア連絡協議会の設置及び開催（医療的ケア実施校会議を含む） ・医療的ケア理論・実技研修会の開催
02 青森県	重度重複障害児への指導力向上事業	特別支援学校教員を対象に、教員の専門性向上を図るとともに、障害のある子どもの社会参加と自立を推進する。	・教頭、研究主任、医師等医療機関関係者を対象の事例研究協議会を実施 ・特別支援学校教員を対象に実技研修会を実施
03 岩手県	特別支援学校医療的ケア体制整備事業	校内で経管栄養等の医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に係る学習環境を整備するとともに、保護者の付添い介護の負担軽減を図り、もって特別支援学校における教育の充実を図る。	・当該幼児児童生徒が在籍する県立特別支援学校に看護師を配置
04 宮城県	医療的ケア推進事業	日常的な医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する県立特別支援学校において、児童生徒の健康の維持・増進及び安全な学習環境の整備を図り、もって児童生徒の教育の充実を図る。	・各県立特別支援学校において医療的ケアを必要とする児童生徒に対し必要な医療的ケアを実施するために、県が訪問看護ステーション設置法人等に業務委託し、訪問看護ステーションから必要な看護師を学校に派遣 ・養護教諭の複数配置校6校を指定校とし、巡回指導医による支援体制を整備し、担当教員及び看護師資格を有する養護教諭が看護師と連携の上、医療的ケアを実施
05 秋田県	医療的ケア支援事業	経管栄養等の医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する特別支援学校に看護師を配置することにより、児童生徒に安全な環境を整備し、併せて医療ケアに対する保護者の負担を軽減する。	・看護師配置、環境整備、主治医巡回指導の実施 ・学校間連絡協議会、医療的ケア連絡協議会の開催 ・看護師研修会の実施
06 山形県	特別支援学校における医療的ケア支援事業	障がいの重度・重複化に伴って増加している「日常的に医療的ケアが必要な児童生徒」の教育環境の整備を図るため、特別支援学校に看護師を配置するとともに、安全で適切な医療的ケアの実施を支援する。	・医療的ケア連絡協議会の実施 ・医療的ケア実施校運営会議の開催 ・主治医訪問 ・医療的ケア教員研修会の実施
07 福島県	特別支援学校における医療的ケア実施事業	県立特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、学校生活の中で必要な医療的ケアを実施するため、必要な条件等について定める。	・指導医の委嘱 ・医療的ケアサポート会議の実施 ・看護師研修会の実施 ・医療的ケア実施運営協議会の実施 ・医療機器の整備
08 茨城県	茨城県教育委員会医療的ケア支援事業	医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する県立特別支援学校に、看護資格を有する非常勤嘱託看護職員を配置し、医療的ケアを実施するとともに、医療的ケアの実施に必要な研修等を経た教員が看護職員の援助の下に、医療的ケアの実施の協力や研究を推進し、児童生徒の健康の維持、増進と安全な学習環境の整備を図る。	・巡回指導医の配置 ・医療的ケア検討委員会の実施 ・医療的ケアの実施
09 栃木県	医療的ケアに関する体制充実事業	医療的ケアに関する校内体制の充実を図る。	・医療的ケアに係る地区別研修会及び運営協議会の開催 ・校内研修会の実施
	非常勤学校看護師配置事業	経管による栄養摂取等の医療的ケアを必要とする児童生徒のため、非常勤の学校看護師を配置する。	・非常勤の学校看護師の配置（10校に14名）
10 群馬県	特別支援学校医療的ケア支援事業	特別支援学校において医療的ケアが必要な児童生徒の指導の充実及び健康管理を、教員と看護師との連携により総合的に整備するとともに、教員の研修を行う。	・肢体不自由施設等に看護師を配置し、契約関係において訪問看護サービスを提供するため、肢体特別支援学校3校に計5名の看護師を派遣 ・専門家からなる運営協議会を設置し、特別支援学校における総合的な健康管理体制の在り方を検討 ・安全に医療的ケアを実施するために、3校に対して医師の巡回指導を実施 ・医療的ケアが必要な児童生徒への理解を深めるため、教員の研修を県立小児医療センター等との連携により実施

	事業名	事業目的	事業内容
11 埼玉県	平成19年度埼玉県立特別支援学校(肢体不自由)メディカルサポート事業	肢体不自由養護学校(7校)に通学する医療的ケアが必要な児童生徒に対して、看護教諭(看護師資格を有する自立活動担当教員)による医療的ケアを行うことによって、児童生徒が安心して学習できる環境を用意するとともに、保護者の子育ても支援する。	・巡回指導医の派遣 ・職員研修の実施
12 千葉県	医療的ケアの必要な児童生徒のための看護師(特別非常勤講師)配置事業	特別支援学校において、医療的ケアを必要とする児童生徒の自立活動の「健康の保持」を担当させるために、看護師資格を有する者を特別非常勤講師として配置し、指導の充実を図る。	・看護師資格を有する者を特別非常勤講師として配置
	医療的ケアの必要な児童生徒のための支援事業	医療的ケアを必要とする児童生徒の自立促進と健康で安定した学校生活を送ることができるよう、教諭、養護教諭及び県立特別非常勤講師取り扱い要綱に規定する特別非常勤講師等が連携して医療的ケアに関する支援を行う特別支援学校を県教育委員会が指定し、医療的ケアの指導方法の改善及び充実に資する。	・看護師の配置
13 東京都	医療的ケア整備事業	学校において医療的ケアが必要な児童生徒に対し、安全かつ適切に医療的ケアを行うための実施体制の整備を行う。	・学校看護師の配置(1校2名) ・非常勤看護師の配置(医療的ケアが必要な時間数に応じて) ・指導医による研修、学校看護師に対する研修 ・医療機器、研修図書を購入 ・臨床研修の実施 ・運営協議会等の運営
14 神奈川県	神奈川県立特別支援学校医療ケア等支援事業	神奈川県立特別支援学校の幼児児童生徒の健康の保持増進及び安全な学習環境の整備を図る。	・学校における幼児児童生徒等の医療的ケア等の実施に関し必要な事項を規定
15 新潟県	医療的ケア実施体制整備事業	新潟県公立特別支援学校で、医療的な配慮の必要な児童生徒に対し、看護師を配置して医療的ケアを実施するとともに、児童生徒の健康の維持、増進と安全な学習環境の整備を図る。	・看護師の配置(12校に15名)
16 富山県	特別支援学校医療的ケア体制整備事業	学校に看護師を配置することにより、日常的に医療的ケア等を必要とする障害のある児童生徒に対する教育活動への適切な支援を行う。	・運営協議会の設置 ・看護師の配置 ・校内委員会の設置 ・教員による医療的ケアの実施 ・看護師及び教員の研修の実施
17 石川県	特別支援教育拠点化事業 重度・重複支援	日常的に医療的ケアを必要とする通学児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置し、医療的ケアにあたるとともに、校内体制の整備を図る。	・校内委員会を設置(適切な医療的ケアの実施、緊急時の対応体制について検討) ・医療的ケアの実施に必要な物品を購入・整備 ・教職員の理解・知識を深めるための研修会の実施
18 福井県	医療的ケアサポート推進事業	〔要項はなし〕	・医療的ケア運営協議会の実施 ・医療的ケア担当者会の実施 ・教職員対象研修、看護師対象研修の実施
19 山梨県	医療的ケア支援事業	医療的ケアに係る体制整備を図る。	・医療的ケア運営協議会の実施 ・医療的ケア専門研修の実施 ・看護師等連絡会の実施
20 長野県	医療的ケア看護師配置事業	特別支援学校で医療的ケアを必要とする児童生徒の健康の保持増進及び安全な学習環境を整備することにより、学校における教育の普及奨励を図る。	
21 岐阜県	特別支援学校医療的ケアサポート事業	特別支援学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒が、より質の高い学校教育を受けられるよう、特別支援学校に配置された看護師と医療的ケアのサポートに当たる教職員がともに連携し、安心・安全な医療的ケアが行われるよう体制を整備する。	・医療的ケア実施に関する指導医の委嘱 ・指導医による指導・助言の実施 ・教職員・看護講師を対象とする研修の実施
22 静岡県	(県教委の学校管理費(既定経費)を利用した事業はいくつかあるが、単独の事業では行われていない。)		
23 愛知県	医療的ケア支援事業	看護師資格を有する者を養護学校に配置し、児童生徒に医療的ケアを実施するとともに、医療関係者との連絡協議会の開催や、実施校への指導医の派遣等により医療的ケアの安全かつ円滑な実施を図る。	・看護師の配置 ・指導医の派遣 ・医療的ケア連絡協議会の開催 ・研修会の開催
24 三重県	特別支援学校メディカル・サポート事業	経管栄養・たんの吸引・導尿等の医療的ケアを要する児童生徒の教育と健康を支え、精神的自立を促し、付き添う保護者の負担軽減を図るため、県の指定する特別支援学校において、教員が看護師資格を有する教員と協働して手当を実施。そのため、医師又は看護職員資格をもたない職員に対して、医学研修を実施するとともに、医療機関との連携体制を構築するなど、特別支援学校における医療的バックアップ体制づくりを行う。	・医療的業務補助嘱託員の雇用 ・教職員に対する医学関連研修の推進 ・サポート会議の設置 ・医療等連携に係る特別支援学校校内委員会の設置・運営

	事業名	事業目的	事業内容
25 滋賀県	県立特別支援学校への看護師配置	医療的ケアを必要とする児童生徒等の在籍校へ看護師を配置し、教育環境の充実を図る。	・看護師の配置
26 京都府	京都府立特別支援学校における医療的ケア等充実事業	障害の重度・重複化、多様化に対応するため、医師等専門職との連携のもと、児童生徒一人一人のニーズに応じたきめ細かな教育を一層推進し、障害のある児童生徒の自立と社会参加に資する。	・医療的ケア実施体制充実事業、医療専門職派遣事業、校外活動等支援事業の実施
27 大阪府	医療的ケア体制整備事業	府立盲・聾・養護学校、特に肢体不自由養護学校では児童生徒の障害の重度重複化・多様化が進み、学校において医療的ケアが必要な児童生徒が多く在籍している。医療的ケアに対応するために看護師や養護教諭、担任は必要な知識や技術を習得する必要がある、最新の医療情報と技術が要求される。このような状況の下、児童生徒が安全で、安心して学校生活を送ることができるようにする。	・医療的ケア研修の実施 ・医療的ケアシミュレーターの整備 ・医療的ケア協議会の実施
28 兵庫県	平成19年度医療的サポート推進事業	医療技術の進歩や在宅医療の普及に伴い、特別支援学校において、いわゆる「医療的ケア」を日常的に必要とする児童生徒が多数在籍するようになっている。そこで、医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する学校に、看護師を非常勤の講師(以下「非常勤職員」という)として配置し、より安心・安全な教育環境を整え、障害のある児童生徒の自立と社会参加の基盤の形成に資する。	・聴覚特別支援学校等へ看護師を非常勤職員として配置し当該児童生徒の医療的ケアを実施 ・医療機関から指導医師を派遣
29 奈良県	要医療的ケア児救急講習事業	医療的ケアに必要な幼児児童生徒に関わる教員が、主治医から医療的ケアの内容の理解、手技、救急対応技術の実技講習を受け、要医療的ケア児の救急処置に役立てる。	・医療的ケアの内容の理解、手技、救急対応技術の実技講習
	宿泊学習等看護師派遣事業	特別支援学校が実施する宿泊学習等において、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対し看護師を派遣し、同幼児児童生徒の自立を目指した主体的な活動を可能にすることにより、生活に結び付いた学習並びに社会参加学習の充実を図る。	・宿泊学習等へ看護師を派遣
30 和歌山県	肢体不自由児童生徒が在籍する養護学校への看護師派遣	・重度障害児の教育の充実 ・保護者の負担軽減 ・校内における医療事故の未然防止 ・重度障害児に対する医療と教育の連携推進	・医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校8校に看護師を派遣
31 鳥取県	医療的ケアが必要な幼児児童生徒学習支援事業	日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が通学する県立養護学校に看護師を配置することにより、医療的ケアに対する保護者の負担を軽減し、児童生徒等に安全な学習環境を整備する。	・医療的ケアが必要な児童生徒の在籍する学校に看護師を配置(養護学校5校) ・看護師及び教員に対する研修体制の整備(重症心身障害児の病理、実技研修、緊急時の対応等) ・医療的ケア運営協議会の開催
32 島根県	医療的ケア充実事業	医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して学校生活を受けることができるようにするため、実施体制を整備するとともに、その維持・向上のために担当間の情報交換や研修を行う。	・医療的ケア担当者研修の実施 ・医療的ケア担当者連絡会の実施 ・看護師への研修の実施
33 岡山県	(実施していない)		
34 広島県	医療的ケア実施体制整備事業	看護師を配置する県立特別支援学校において、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒に対する安全かつ適正な医療的ケア実施体制の整備を図る。	・医療的ケア運営協議会の開催 ・校内体制の整備(研修の実施、校外における教育活動への看護師等の同行)
35 山口県	医療的ケア支援事業	特別支援学校において日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒に対して医療的ケアを安全に実施することにより、よりよい教育環境の整備を図る。	・校内医療的ケア検討委員会の設置 ・個別の実施マニュアル、緊急時対応マニュアルの作成
36 徳島県	(実施していない)		
37 香川県	医療的ケア体制整備事業	たんの吸引等医療的ケアの必要な幼児児童生徒が在籍する県立の特別支援学校に看護師を配置し、安心して、安全に教育を受けることができるよう努める。	・養護学校2校、聾学校1校に計4名の看護師を配置
38 愛媛県	(実施していない)		
39 高知県	(実施していない)		
40 福岡県	特別支援学校医療的ケア体制整備事業	日常的に医療的ケアを必要とする福岡県立特別支援学校に通学する幼児児童生徒に対し看護師免許を有する者の配置等を行い、児童生徒等が安全に教育を受けられる環境を整備する。	・学校における医療的ケアの体制整備 ・運営協議会の設置 ・看護職員、教員研修の実施

	事業名	事業目的	事業内容
41 佐賀県	特別支援学校における医療的ケア支援事業	近年、医学等の進歩により、特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の重度・重複化が進み、日常的にたんの吸引や経管栄養、導尿等のいわゆる医療的ケアを必要とする児童生徒が増加している。そのため、看護師を非常勤嘱託として配置等することにより、校内における医療的ケアの支援体制を整備し、付き添い等の保護者負担の軽減及び児童生徒の学習機会の安定を図る。	・看護師を非常勤嘱託としてを配置
42 長崎県	障害のある子どもの医療サポート事業	特別支援学校において、医療的ケアを要する児童生徒の安全な学校生活を確保するため、必要な学校に看護師を配置し、医療的ケア体制を整備する。また、看護師と教員の連携・協働による医療的ケアを実施するため、教員研修を実施する。	・看護師を配置
43 熊本県	平成19年度熊本県「ほほえみスクールライフ支援事業」	日常的・継続的に医療的ケアが必要な児童生徒が安全で安心できる学習環境の整備と保護者の介護負担軽減を図るため、児童生徒が通学する特別支援学校に、県と委託契約した医療機関の看護師を配置して医療的ケアを行うとともに、医療機関及び看護師による「医療的ケア教員研修」を行い、研修を受けた教員が看護師と連携してたんの吸引、経管栄養、導尿の一部を実施する。	・県と委託契約した医療機関の看護師を配置 ・医療的ケア教員研修の実施
44 大分県	医療的ケア実施体制整備事業	医療的ケアの実施体制の整備を図り、障がいのある児童生徒が自立し、社会参加する基盤の形成に資する。	・医療的ケア運営協議会の実施 ・医療的ケア研修の実施 ・看護師の予防接種の実施 ・消耗品の購入
45 宮崎県	特別支援学校における医療的ケア実施事業	特別支援学校においては、障がい極めて重度・重複化しているために常時医療的ケアを必要とする児童生徒が増加している傾向にあり、こうした児童生徒に対して医療的ケアを行える体制を整備する。	・医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校8校に看護師12名を派遣
46 鹿児島県	(実施していない)		
47 沖縄県	特別支援学校における医療的ケア体制整備事業	特別支援学校における医療的ケア体制整備事業実施要綱の規定に基づき、医療的ケア運営委員会の設置等に関し、必要な事項を定める。	・事業実施校において、対象児童生徒の確認、医療的ケアの在り方、保健管理体制の整備・充実、事業実施校に対する保健・医療・福祉関係機関の支援体制の確立に関すること等を協議
51 札幌市	北翔・豊成養護学校看護師配置モデル事業	札幌市立養護学校2校に看護師をモデル事業として各校2名ずつ配置し、児童生徒に対する日常的な医療的ケア等について、実践的な調査研究を行うことにより、学校や地域の実情を踏まえた適切な医療的バックアップ体制の整備に資する。	・看護師の配置(2校に計4名)
52 仙台市	要医療行為通学児童生徒学習支援事業	仙台市立小・中・特別支援学校に在籍する児童生徒のうち、毎日の授業時間帯に医療行為を必要とする児童生徒の学校における学習及び宿泊学習支援を図ることを目的とする。	・就学指導委員会が医療行為が必要と認め、その判断に沿って就学した児童生徒について、その就学先に市で任用した看護師を配置 ・対象となる児童生徒に対して、経管栄養、たんの吸引、導尿、気管カニューレの管理その他の医療行為を実施
53 さいたま市	(実施していない)		
54 千葉市	(実施していない)		
55 川崎市	医療的ケア支援事業	川崎市特別支援教育推進計画に基づき、市立田島養護学校における医療的ケア支援事業を実施し、担当医師及び看護師各1名を配置する。また、医療的ケア担当教員及び看護師においては、高い専門性が求められることから、専門性を高めるための研修を実施する。	・担当医師・看護師を各1名配置 ・研修の実施
56 横浜市	特別支援学校医療的ケア医療的ケア体制整備事業	横浜市立特別支援学校に在籍し、医療的ケアを必要とする児童生徒の学校における安全な学習環境を整備する。	・看護師の配置 ・教員及び看護師の研修の実施 ・医療的ケア運営協議会の実施
57 新潟市	(医療的ケアを実施していない)		
58 静岡市	(対象となる特別支援学校がない)		
59 浜松市	(医療的ケアを実施していない)		
60 名古屋市	(医療的ケアを実施していない)		
61 京都市	[事業名称は特に定めていない。]	[要項はなし]	・医療的ケアを必要とする児童生徒がいる学校に、特別非常勤講師として看護師を配置(4校に各2~3名配置)
62 大阪市	看護指導員派遣事業/肢体不自由養護学校への看護師配置	医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する小・中学校及び特別支援学校に、看護指導員(看護師資格保有者)を派遣し、担当教員への指導・助言を行い、看護について知識・技能を高め、学校での日常的な看護や緊急時の対応について理解を深める。	・看護指導員の派遣
63 堺市	(府の予算を利用した事業[特別非常勤講師(看護師)配置]はあるが、市単独の事業はない)		
64 神戸市	医療的ケア支援事業		・校内における看護師の配置 ・宿泊を伴う校外学習への医療関係者の派遣

	事業名	事業目的	事業内容
65 広島市	特別支援学校自立活動支援事業	医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する広島市立広島特別支援学校に看護師資格を有する特別非常勤講師(看護師)を配置し、個々の児童生徒が自立をめざし、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために、必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うため、医療的ケアを含む自立活動の支援を行う。	・看護師資格を有する特別非常勤講師(看護師)を配置
66 北九州市	特別支援学校における緊急時対応体制整備事業	特別支援学校において、医療的ケアを必要とする児童生徒を含め、障害が重く緊急時の対応が必要になる可能性のある児童生徒について、学校や地域の実情を踏まえた緊急時対応体制整備事業を推進する。	・緊急時対応体制整備に当たり、医療機関に委託し、学校に看護師を配置
67 福岡市	医療的ケア支援体制整備	肢体不自由特別支援学校2校に在籍する児童生徒が安全に学校生活を送れるよう、保護者による医療的ケアの支援体制を整備し、教育環境の充実を図る。	・保護者による医療的ケアの支援体制の整備

# ヒヤリハット事例の報告と活用

## (全都道府県・指定都市)

	具体的な報告の方法	ヒヤリハット事例の活用
01 北海道	「医療的ケア実施校会議」において、各実施校から、口頭あるいは文書で報告させている。	「医療的ケア実施校会議」において、各実施校から報告された事例について、今後の対応の参考となる事例を取り上げ、全体で協議する。 必要に応じて「医療的ケア連絡協議会」において報告し、専門的な立場から適切な対応方策等に関する助言をいただき、実施体制の改善を図っている。
02 青森県	医療的ケア実施校について、毎年度係の実施状況等報告の提出を定めているが、この内容にヒヤリハット事例も含んでいる。	事例とその対応策(防止策)を記載してもらっているが、これについて医療的ケアを実施している各校においては、校内委員会や全体で情報共有するなどし、再発防止やスキルアップに活用している。 また、医療的ケア運営委員会において、情報提供しながらより適切な対応について助言を得ている。
03 岩手県	(求めている)	
04 宮城県	年度末に、①発生日月、②発生場所、③医療的ケアの内容、④インシデント・アクシデントの種類、⑤原因・要因、⑥背景、⑦児童生徒の状況(学部・学年・性別)、⑧今後の対策等について報告を求めている。	当室で集計、検証の上、結果を各校に情報提供するとともに、医療的ケア運営会議に報告する。
05 秋田県	医療的ケア連絡協議会、学校間連絡協議会、看護師研修会で各校から報告書を提出を求め、それをもとに具体的に説明してもらっている。	医療的ケア実施校から提出してもらった報告書を元に、教育委員会で各事例毎に整理し、再度医療的ケア実施校に送付し、注意を促す予定している。 看護師研修会や医療的ケア連絡協議会で報告し合い、共通理解を図っている。
06 山形県	(求めている)	
07 福島県	年度末に県内統一様式で、①学部別対象者数、②発生場所別件数、③医療的ケアの行為別件数、④処置内容、⑤原因別件数について報告を求めている。	県教育委員会が主催する「医療的ケア実施運営協議会」で報告する。関係機関からの助言を得るとともに、その内容を各実施校出席者により各校へ伝達する。 県教育委員会が主催する「医療的ケア実施校看護師研修会」での研修資料とする。医療面・看護面から内容を分析し、今後のケアに役立てる。
08 茨城県	(求めている)	
09 栃木県	県で主催する医療的ケア運営協議会において各校の実施状況を確認する中で、ヒヤリハット事例及びその対応等の報告を求めている。ヒヤリハットの内容が重大である場合には、県教育委員会に速やかに事例及び対応策等の報告を求めている。	運営協議会や地区別研修会の際にヒヤリハット事例及び対応策について話題にし、各学校に対してヒヤリハット事例の収集・分析及び事故防止に努めるよう働きかけている。
10 群馬県	年間3回行われる運営協議会において、毎回、報告事項として、前回以降に校内で発生したヒヤリハット事例について、各校から報告を求めている。	県の運営協議会の席上で、特に問題となる事例はないか検証するとともに、有効な事故防止策を検討している。 また、各校においては、他校の例を参考に、校内における事故防止策を再検討し、より安全な体制作りを生かすようにしている。
11 埼玉県	年度末に報告を求めている。	年度末に県として集計し、巡回指導医より指導を受ける。
12 千葉県	年3回の医療的ケア実施校連絡協議会と年2回の運営会議時に実施校から①発生時の状況と経過、②対応・処置・保護者への説明、③考えられる原因、④対策・改善点についての報告を求めている。	医療的ケア実施校連絡協議会年3回、運営会議年2回、看護師研修会年3回の中で事例を報告し、注意喚起を呼びかけている。
13 東京都	年3回(各学期末)、学校ごとに、①発生日月日、②リスクレベル、③ケア分類、④事故の種類、⑤事故の原因、⑥児童の状況等を所定の様式に記入し報告を求めている。	医療的ケア運営協議会にて集計したものを報告し、各学校における医療的ケア水準の確保に努めている。
14 神奈川県	所定の様式に記入し、看護師長が巡回したときに手渡す。	統計を取り、医療ケア等運営協議会、連絡協議会等に報告している。教員、看護師の研修の際に利用する。
15 新潟県	実践成果実施概要の提出の中で報告を求めている。	運営協議会の中で報告し合い、ヒヤリハット事例の共有と防止策の検討を協議する。
16 富山県	特別支援学校医療的ケア体制整備事業運営協議会において、各校から資料提供し、報告を求めている。	各校からのヒヤリハット事例について、運営協議会で検討する。
17 石川県	運営協議会で事例報告を求め、委員の方からご意見をいただいている。	今後、同じことが起きないように原因の究明と改善策を検討し、実施に移すようにしている。
18 福井県	不定期ではあるが、文書により報告を求めている。	年2回の医療的ケア担当者会において、共有している。また、今後はデータベース化して各校に配布する予定。
19 山梨県	(県教委への報告は求めているが、リスクマネジメントの及び活用を指導している。)	一つとして医療的ケア対象校へは、ヒヤリハット事例の蓄積
20 長野県	年度内に報告を求めている。	運営協議会に報告し対策の検討を実施している。
21 岐阜県	(求めている)	
22 静岡県	医療的ケア担当者連絡会(実施校の担当者からなる運営協議会の下部組織)にて作成される、「各校の実施状況報告」に①ヒヤリハットの具体的な内容と件数及び考えられる原因、②各校の事例の蓄積方法・分析方法、③再発防止のための活用方法等について記入し、医療的ケア運営協議会に学校名を伏せた形で報告する。	医療的ケア担当者連絡会では、ヒヤリハットが起きた状況等の情報の共有の他、各校の改善の工夫等について情報交換をする。 医療的ケア運営協議会では、学校の名前を伏せた状況で報告をし、各委員から必要に応じて助言等を受ける。
23 愛知県	(求めている)	

	具体的な報告の方法	ヒヤリハット事例の活用
24 三重県	手当実施担当教員と看護師免許を有する教員を対象として研修会を開催し、この際の提出資料として、各学校に事例の報告を求めている。	左記の研修会において、各学校のヒヤリハット事例を通し共通認識を図るとともに、各学校において教職員にどのように共通理解を図っていくかを、検討したり情報交換を行っている。
25 滋賀県	文書による回答を求めている。	医療的ケア運営協議会で安全に医療的ケアを実施する体制点検の基礎資料とする。また、看護師研修会で、運営協議会委員(医師、看護師等)を交えて、再発防止を図るための研修用資料としている。
26 京都府	月1回、決められた様式により各校から特別支援教育課へ報告を求めている。	医療的ケア研修会での活用、医療的ケア担当者会議での報告、ヒヤリハットチーム(医療的ケア担当者会の中に位置付く)による分析、運営協議会での報告・分析等を行っている。
27 大阪府	(求めている)	
28 兵庫県	事例が発生した場合に、状況、原因、防止策等について、保護者、県教育委員会に報告を求めている。	(特に、活用の方策を想定していない。)
29 奈良県	各校で作成した様式により、医療的ケア実施についての検討会等で報告を求めている。	左記した検討会等で、小児科医からの指導助言をいただいたり、医療的ケアの運営協議会で検討したりしている。
30 和歌山県	年度末に各校から医療的ケア実施報告とともに、ヒヤリハット事例の報告を求めている。	報告のあったヒヤリハット事例をとりまとめ各校に紹介することで、校内安全体制の確保について注意喚起を行う資料として活用している。
31 鳥取県	ヒヤリハット事例については、学期ごとに県に報告を求めている。	再発を予防するためにも、各学校からのヒヤリハット事例を蓄積・分析し、運営協議会で一般化していく予定である。
32 島根県	各校より県に学期ごとに報告を求めている。	各校の事例をとりまとめ、それを県から各校へ送付し、情報の共有化を図っている。
33 岡山県	毎月、看護師の実施した医療的ケア(日常的ケア・応急的ケア)の内容と回数、校外活動への帯同、ヒヤリハット事例の報告及びその予防策の報告の提出を求めている。	看護師、養護教諭、担当教頭が出席した医療的ケアに係る研修講座で事例を紹介し、協議を行っている。
34 広島県	各学校に対して、年度当初、報告様式を示すとともに、医療的ケア運営協議会の実施に当たり、今年度生じたインシデント・アクシデント事例の提出を求めている。	医療的ケア実施を適正かつ安全に実施するため、インシデント・アクシデント事例を集約し、その原因を分析して今後の対策を検討することにより、事故を未然に防ぐことを目的としたハンドブックを作成する。(平成21年3月配付予定)
35 山口県	年度末の実施報告書により報告を求めている。	実施校における校内研修会、県教委主催の看護師研修会等において、事例検討に活用している。
36 徳島県	(求めている)	
37 香川県	(求めている)	
38 愛媛県	(求めている)	
39 高知県	(求めている)	
40 福岡県	指導医・看護職員の参加の校内委員会においてヒヤリハット事例の蓄積分析を行うほか、安全・衛生面の評価・検討を行うとともに、ヒヤリハット事例及び事故が生じた場合速やかに、教育委員会に報告するものとする。	特別支援学校医療的ケア体制整備事業運営協議会に設置した校長部会において資料として配付し、各学校での事故防止に資する。
41 佐賀県	(求めている)	
42 長崎県	(求めている)	
43 熊本県	2月に実施する「第2回熊本県特別支援学校医療的ケア運営協議会」の提出資料として、報告を求めている。	「第2回熊本県特別支援学校医療的ケア運営協議会」において、各学校が事例を報告し合うとともに、それぞれの学校での対応について協議する。
44 大分県	第2回医療的ケア運営協議会で、各学校より報告させている。ヒヤリハット事例の様式は、各学校で定めている。	各学校は、校内委員会で看護師や教員から報告された事例を検討し、対策を講じる。第2回医療的ケア運営協議会の場で、各学校から報告された事例を検討し、各委員から指導助言をいただく。各学校は、校内委員会においてその指導助言をもとにさらに改善を図り、職員会議等で提案し、教職員の共通理解を図る。
45 宮崎県	(求めている)	
46 鹿児島県	年度末の報告の際、ヒヤリハット集を求めている。	校内では職員の研修資料として活用している。県では、報告資料を「医療的ケアの手引き」に掲載する予定である。
47 沖縄県	年度末に文書での報告を求めている。	年度末に看護師配置校の校長、教頭、養護教諭、看護師が一堂に会し、各学校のヒヤリハット事例を報告し合い、その対処法について共通の認識をもつようにする。
51 札幌市	平成19年度「北翔・豊成養護学校看護師配置モデル事業」の調査研究項目としており、19年度末にヒヤリハット事例の報告を求める予定である。	校内の医療的ケア運営委員会において、ヒヤリハット事例を研究することにより、医療的ケア実施手順を見直すなど、より安全な医療的ケアの実施体制の整備に活用している。
52 仙台市	(求めている)	
53 さいたま市	「さいたま市立養護学校医療的ケア委員会」において、必要に応じて随時報告を求めている。	校内での医療的ケア委員会にて事例を検討し、留意すべき点や望ましい対応方法を学校全体で研修する。
54 千葉市	(求めている)	
55 川崎市	(未定)	(未定)
56 横浜市	学校において対策を検討した事例について、教育委員会の定めた書式により報告書の提出を求めている。	学校からの報告をまとめ、医療的ケア運営協議会において、総括的な検討を行うとともに、各学校へヒヤリハット事例の発生状況や対応策について情報提供を行う。研修会における研修資料として活用する。
57 新潟市	(医療的ケアを実施していない)	
58 静岡市	(対象となる特別支援学校がない)	
59 浜松市	(医療的ケアを実施していない)	
60 名古屋市	(医療的ケアを実施していない)	

	具体的な報告の方法	ヒヤリハット事例の活用
61 京都市	教育委員会も参加する医療的ケア安全管理委員会において、各校から事例報告を求めている。	医療的ケア安全管理委員会において、各校からの報告事例を検討・蓄積し、以後の対応に活かしている。
62 大阪市	他の児童・生徒の安全に関する報告と同様に管理職から報告を求めている。	校長会、教頭会等で情報共有し、各校での安全対策に生かすようにしている。
63 堺市	電話による報告や、事例内容によっては文書による報告を求めている。また、医療的ケア研修(看護師研修)時にヒヤリハット事例を報告し合い、研修を深めている。	市作成の危機管理マニュアルに従い、保護者、主治医、校医、所管課等の関係期間の連携のもと、当該事象対応並びに安全管理体制の充実に努めるよう活用している。
64 神戸市	(求めている)	
65 広島市	①日時、②発生場所、③医療的ケアの内容、④ヒヤリハットの内容、⑤状況、⑥今後の対応、⑦再発防止策等を文書で迅速に報告させる。	医療的ケア検討委員会、教職員研修会で取り上げ、全教職員の共通理解を図り、今後の対応に生かすとともに、再発防止に努めている。
66 北九州市	看護師は、毎月月末に日常的・応急の手当て及び緊急時対応実施報告書を、医師・校長・教育委員会に提出させている。	(現時点では、ヒヤリハット事例は報告されていない。)
67 福岡市	肢体不自由特区别支援学校2校に「医療的ケア月報告書」「ヒヤリハット報告書」「医療的ケアに関するアクシデント報告書」の各様式を配布、提出を求めている。各様式は他都市のものを参考に市独自で作成したものを使用。月報は各月始め、「ヒヤリハット報告」は集約でき次第、「アクシデント報告書」は事故があった場合に校内医療的ケア委員会で作成、報告する。	ヒヤリハット事例は、校内医療的ケア委員会の判断で、職員会議や朝礼等で報告する。必要があれば、学部会等で研修を深める。また、学校長による学校経営の重点にも反映させるようにする。

## 医療的ケア実施に係る教員に対する研修

(都道府県・指定都市教育委員会又は同教育センターで実施している都道府県・指定都市のみ抜粋)

	研修名	期間	対象	人数	内容
01 北海道	平成19年度特別支援学校における医療的ケアに関する理論・実技研修会	8月6日～8月8日(3日間)	学校に配置されている看護師及び教員で、医療的ケアを実施する者	33	〔講義〕 医療的ケアを必要とする児童生徒の理解(脳性麻痺、二分脊椎、筋ジストロフィーの病態等)／摂食嚥下障害の原因・病態・摂食／てんかんの種類とてんかん発作時の対応／障害のある子どもの健康管理・疾病予防と救急医療 〔実技〕 摂食嚥下障害への対応／呼吸障害のある児童生徒への対応／たんの吸引等の医療的ケアへの対応／心肺蘇生法等の救急時の対応 ※看護師への研修と兼ねる
02 青森県	特別支援教育における教員の専門性向上平成19年度特別支援学校における医療的ケア一般研修	8月16日～8月17日(2日間)	医療的ケア実施校新任者、一般研修受講修了後5年経った者、特別支援学校に勤務する教員で希望する者	150	〔講義〕 医療的ケアの実施体制／リスクマネジメント体制と「ヒヤリハット」の活用／摂食・嚥下障害の原因と病態／重度・重複障害児の健康管理と医療的ケア／呼吸障害の原因と病理 等 〔演習〕 医療的ケアの実際／嚥下障害のリハビリテーション呼吸障害のリハビリテーション ※看護師の研修と兼ねる
04 宮城県	医療的ケア実践者研修(講義)	5月31日(1日間)	担当教員、医療的ケアコーディネーター、有資格養護教諭等医療的ケア実践者	10	〔講義〕 医療的ケア推進事業／摂食嚥下障害・栄養管理・経管栄養の合併症／呼吸障害・呼吸管理・吸引の合併症／緊急時の対応／てんかん発作 〔講義〕 各学校で実施 吸引及び経管栄養に使用する器具の取扱い／対象児童生徒への医療的ケア実施に係る留意点
	医療的ケア実践者研修(実技)	11月12日・22日・28日・29日のうちいずれか1日間	担当教員、医療的ケアコーディネーター、有資格養護教諭等医療的ケア実践者	12	〔実習〕施設で実施 咽頭より手前の吸引／留置されている管からの経管栄養等
	医療的ケア推進事業実務者研修	8月7日(1日間)	対象児童生徒の担任、養護教諭、医療的ケアコーディネーター、対象児童生徒の保護者	49	〔講演〕 医療的ケアが必要な子どもに寄り添って
08 茨城県	医療的ケア研修会	4月4日・17日 8月8日・21日(計4日間)	教員、養護教諭、寄宿舎指導員、看護師	218	〔講義〕 排泄機能とその障害／重度・重複障害児の健康とその障害／摂食機能とその障害／特別支援学校の医療的ケア 等
	専門研修会	9月28日・2月22日(2日間)	教員、養護教諭、寄宿舎指導員、看護師	44	〔講義〕 リスクマネジメント 〔協議〕 医療的ケアに関する校内の連携体制及び緊急時の対応等
09 栃木県	地区別研修会	7月～12月のうち1日間(3地区で実施)	指導的役割の教員、学校看護師	約15	〔講話・実技指導〕 担当教員及び学校看護師の専門的な知識・技能を高めるための医師からの講話・実技指導
10 群馬県	平成19年度 特別支援学校医療的ケア支援教員研修専門分野Ⅰ	7月23日・24日(2日間)	医療的ケア実施担当教員又は医療的ケアが必要な児童生徒の担当教員	20	〔講義・実習〕 重度・重複障害児童生徒の病理等に関する一般理論及び基礎的技能／重度・重複障害児童生徒の病理の特徴／呼吸障害／摂食機能障害(嚥下障害及び消化器障害ー水分・栄養の管理とその対応ー)／排泄機能障害
11 埼玉県	埼玉県特別支援学校メディカルサポート事業担当教員研修会	8月28日～8月31日のうち3日間	担当教員等	130	〔講義〕 吸引に係る病理に関する内容及び緊急時の対応とその方法／吸引の実際／導尿に係る病理に関する内容及び緊急時の対応とその方法／経管栄養に係る病理に関する内容及び緊急時の対応とその方法／特別支援学校における医療的ケアの在り方／リスクマネジメント
12 千葉県	平成19年度県立特別支援学校における医療的ケア担当教員研修会	8月1日～8月10日(2グループで2日間ずつ)	医療的ケア実施校担当者教員	116	〔講義〕 医療的ケアの基本的な考え方／千葉県の現状と展望／感染症と衛生管理／障害児の病態生理／泌尿器系障害の理解／呼吸障害の対応／摂食障害への対応
13 東京都	平成19年度医療的ケアを必要とする児童生徒に関する研修講座	8月3日～8月7日のうち3日間	肢体不自由特別支援学校教諭、自立活動担当教諭、養護教諭、看護師(非常勤含む)等	100	〔講義〕 東京都救急体制整備事業の在り方／東京都の肢体不自由特別支援学校における医療的ケア／重症児の病態(運動器系、内分泌系、感覚器系)等／重症児にとっての医療的ケアの意味／経管栄養・口鼻腔吸引の必要性／経鼻エアウェイ・気管切開・導尿／てんかん・筋緊張異常・呼吸障害・体温調整・体温調整障害への対応等健康管理の基礎ポイント／子どもの日常的な様子や数値的な把握の必要性／SPO2値とCO2値の知識／学校における救急措置
14 神奈川県	重度重複障害児教育研修講座	7月31日～8月16日のうち3日間	特別支援学校の教員	40	〔講義〕 重度・重複障害児の理解・病理、医療ケア等の理解／姿勢づくりと呼吸介助・そのための理学療法 等 〔演習〕 摂食指導の実際 〔実習〕 重度・重複障害児のコミュニケーション力を育む教材作り
	医療ケア等担当教員養成研修講座	5月25日～12月26日のうち7日間	特別支援学校の教員	40	〔講義〕 医療ケア等に関わる医学的基礎知識 〔実習〕 医療ケア等実習
	医療ケア等担当教員フォローアップ研修講座	7月30日・8月24日(2日間)	特別支援学校の教員	40	〔講義〕 医療ケア等の取組の現状／近年の動向 〔実践報告〕 医療ケア等が必要な児童生徒のより良い教育のための協働

	研修名	期間	対象	人数	内容
15	新潟県 学校看護師・医療的ケア研修会	4月27日・8月3日・11月22日(3日間)	学校看護師、管理職(校長・教頭)、教員(養護教諭、教員)	50	[講義] 医療的ケアの実施要項等/重度・重複障害児の教育/医療的ケアの実践 [実践発表] 医療的ケア・補助的ケアの実践発表 [実技] 呼吸機能とポジショニング・排痰 ※看護師への研修と兼ねる
18	福井県 平成19年度医療的ケアサポート推進事業 医療的ケアが必要な児童生徒等に関する教員研修	7月27日(1日間)	特別支援学校で医療的ケアを担当する教員	39	[講義] 重度・重複障害のある児童・生徒等の医療や看護に関する基礎的知識 [実習] たんの吸引/経管栄養/救急蘇生 [個別研修] 一般研修終了後/各学校にて必要に応じて個別研修を実施
19	山梨県 障害児の医療的ケア研修会	8月10日～8月13日のうち3日間	小・中・高・特の教員、養護教諭、看護師、寄宿舎指導員	100	[講義] 医療的ケアに係る基本的事項/障害のある子どもの健康管理・病理・摂食指導/学校における医療的ケアの実践 等
20	長野県 特別支援学校医療的ケア研修(①ステップ1 ②ステップ2)	①8月11日 ②11月17日	医療的ケアに関わる教諭、養護教諭、養護学校の看護師、保護者	①35人 ②30人	[講義] ①医師による基礎的知識の講義 [講習・実技] ②医療機関の看護師、理学療法士等による講習・実技
21	岐阜県 医療的ケア教職員専門研修	8月21日～8月22日(2日間)	特別支援学校等の部主事、教諭、講師	41	[講義] 重度障害児の身体の特徴/健康管理と健康観察のポイント/経管栄養・口腔衛生 [実技指導] 坐薬の挿入/自己導尿の介助/吸引・排痰の援助
22	静岡県 医学一般研修会(基礎研修・専門研修)	8月(3日間)	・基礎研修:特別支援学校で医療的ケアを必要とする児童生徒の担当教員 ・専門研修:特別支援学校で医療的ケアを必要とする児童生徒の担当教員のうち、基礎研修の知識を有する教員及び看護師 ※いずれも医療的ケアを担当していない教員の参加も可	101	[講義・質疑] 摂食嚥下機能障害と経管栄養/子ども成長発達と障害医学/障害児の健康観察と日常的ケア/医療的ケアと呼吸障害/肺(呼吸)理学療法の実践
23	愛知県 医療的ケア研修会	9月1日・12月22日(2日間)	肢体不自由養護学校教員(教頭、教諭、養護教諭)	70	[講義] 重症心身障害児に対する医療的ケア/呼吸障害/重症心身障害児・者の摂食・嚥下・経管栄養 [実技] 学校でできる呼吸理学療法/学校でできる摂食介助
24	三重県 医学一般基礎研修	12月26日(1日間)	原則として、手当を実施する意志を持つ教員及び特別支援学校に勤務する教員で、これまでにこの研修を受けていない者	35	[講義] 医療的バックアップに関わる基礎的理解/障がい児の感染予防対策/小児慢性疾患の治療と管理/発達障がいの原因と病態-医療的な問題点について-
	医学一般専門研修	1月10日～2月22日(3日間)	平成20年度の特別支援学校における手当実施予定者でかつ医学一般基礎研修修了者	35	[講義・実技] 学校における手当の教育的意義と配慮点/学校における医療的ケア及び医学的な諸課題/呼吸障がい:重症児の呼吸障がいの対応・筋ジス呼吸・循環器障がい・呼吸リハビリテーション/二分脊椎:病態・合併症・その対応/摂食嚥下障がい:原因・病態・その対応・介助の実践/食べやすい食形態・再調理/口腔衛生管理:歯の治療・食後の対応/緊急医療・緊急時の対処:バイタルサインの観察
25	滋賀県 医療的ケア研修会	3月中(1日間)	平成20年度に県立特別支援学校で医療的ケア対象児童生徒等を担当予定の教員及び養護教員	25	[講義・実技] 緊急時対応のための一般研修/臨床研修
26	京都府 医療的ケア研修会	7月31日・8月1日・12月26日(3日間)	医療的ケア実施校看護師、養護教諭、医療的ケア担当教員	70	[講義] 特別支援学校における医療的ケアの意義及び基礎知識/重度・重複障害児の身体の特徴と指導上の留意点/重症心身障害児の呼吸障害の生理と吸引に関する基礎知識/経管栄養に関する基礎知識及び最新の情報等/ヒヤリハット事象と感染予防
27	大阪府 医療的ケア一般研修	8月27日・8月30日(2日間)	医療的ケアを必要とする児童生徒の指導に関わる盲・聾・養護学校教員及び小・中学校等教員	延べ450	[講義] 呼吸障害のある子どもの在宅医療と医療的ケア/経腸栄養管理を中心とした医療的ケア/障害のある子どもに対する医療的ケア
28	兵庫県 県立特別支援教育センター主催 基礎研修 ①肢体不自由研修 ②病弱研修	①6月19日 ②6月21日	小・中学校特別支援学級担任、特別支援学校教員等	①102人 ②13人	[講義] 肢体不自由児の理解と指導の基礎(医療的ケアの実践とその背景)/病弱児の理解と対応の基礎(病弱児の理解・病弱児の指導)
29	奈良県 特別支援学校教員専門性向上研修会(特別支援学校における「医療的ケア」とは)	8月29日(1日間)	特別支援学校教員	約50	[講義・実践発表等] 医療的ケアの手技と救急対応技術/特別支援学校での「医療的ケア」/救急対応

	研修名	期間	対象	人数	内容
31 鳥取県	特別支援学校における医療的ケア研修会(学校看護師合同研修会)	8月16日(1日間)	新任学校看護師(希望者含む)及び学校看護師配置先教員	16	[行政説明] 鳥取県における医療的ケア実施体制 [講義] 重症心身障害児の病理 [実技] たんの吸引、経管栄養 ※看護師の研修も兼ねる
		8月25日(1日間)	県立特別支援学校教員及び看護師	19	[講義・演習] 姿勢と呼吸について(ポジショニングの工夫、介助方法と注意点、演習)／摂食嚥下障害の介助方法の工夫／リスク管理と口腔ケア(介助方法と注意点・演習) ※看護師の研修も兼ねる
32 島根県	医療的ケア担当者研修	8月20日・21日(各1日間)	特別支援学校養護教諭・学校看護師・医療的ケアに係る担当教員等、幼稚園・小・中・高等学校の養護教諭	120 (東部70 西部50)	[講義・演習] 摂食指導の実際／医療的ケアと学校教育／医療的ケアを必要とする子どもの教育
33 岡山県	医療的ケア連絡協議会(一般研修)	7月30日・8月24日(2日間)	看護師配置校で医療的ケアを必要とする児童生徒に関わる教員	約40	[講義] 重度・重複障害児の健康管理と医療的ケア、自立活動中心の学習 [演習] 重度・重複障害児の円滑なコミュニケーションや摂食のための支援 [報告] 文部科学省医療的ケアブロック研修の報告 [実践発表] 医療的ケア実施校における看護師・養護教諭との連携
35 山口県	医療的ケア担当研修会	4月19日・25日(1日間ずつ)	校長・部主事・医療的ケア担当教員・養護教諭・看護師	33	[講義・実習] 基礎分野(児童生徒の身体の成長・発達及び医療的ケアが必要となる疾患・障害に関する基礎の理解、児童生徒の健康状態の観察方法及び異常が生じた際の緊急対応(救急蘇生法)の基礎を修得)／専門分野及び個別研修(日常的・応急の手当に関する一般理論の理解、基本的な手段(異常が生じた際の緊急対応を含む。)の修得、医療的ケアが必要な児童生徒についての身体状況及び医療的ケアの実施に際しての留意事項の理解、当該児童生徒に対する個別的な手段(異常が生じた際の緊急対応を含む)の修得)
37 香川県	平成19年度特別支援学校における医療的ケアに関する研修会	8月22日(1日間)	県内の特別支援学校の教員・養護教諭・学校看護師	36	[講義] 聾学校における医療的ケア／医療的ケアにおける学校と医療機関との連携 [報告・実践発表] 医療的ケアに関する研修事業の報告・実践発表
40 福岡県	医療的ケアを必要とする児童生徒等の指導に関する研修会	8月7日～8月9日(3日間)	県立特別支援学校看護職員配置校で医療的ケアを必要とする児童生徒等の担当教諭、養護教諭等	45	[講義]福岡県立特別支援学校における医療的ケア体制整備／医療行為とは／重度・重複障害児の理解／重度・重複障害児の自立活動と配慮事項(姿勢づくりを中心に)／観察・バイタルサイン／重度・重複障害児のコミュニケーション指導／重度・重複障害児の食事指導(誤嚥防止の観点から)／教室環境の整備(感染防止対策と安全対策)／医療解説―後天性疾患(脳性麻痺を中心に)・一先天性疾患―
42 長崎県	一般基礎研修	7月30日(1日間)	特別支援学校の教諭及び養護教諭等	40	[講義] 看護師と教員の連携・協働による医療的ケアの実施体制／重度・重複障害の子どものための医療／医療的ケアが必要な子どもたちの疾患と障害に関する基礎(呼吸障害・摂食嚥下障害・排泄障害等)／重複障害児の看護 [演習] 介助の方法・姿勢のとらせ方
	一般専門研修	8月6日～8月8日(3日間)	一般基礎研修を受講した者のうち、看護師配置校の特別支援学校教諭及び養護教諭等	15	[講義] 呼吸障害への対応(障害の症状と吸引、気管切開部の管理)／摂食嚥下障害(摂食嚥下障害の要因、胃食道逆流、嘔吐、経管栄養)／排泄障害と緊急時の対応(発熱・てんかん・嘔吐・その他緊急の状態発生時の対応) [講義・演習] 呼吸介助とポジショニング／吸引／摂食指導・口腔ケア／経管栄養(注入等) [研究協議] 各学校における重度の子どもの対応 ※看護師への研修と兼ねる
	医学個別研修	随時実施	一般専門研修を受講した特別支援学校の教諭及び養護教諭等の内、医療的ケアを実施予定の者	制限なし	[演習] 対象児に医療的ケアを実施するに当たり指導を受けたい内容(各校で事前に主治医へ伝えておく) 例:対象児の身体状況、個別マニュアルの確認、具体的な手技 等
43 熊本県	特別支援学校医療的ケア教員研修(県における一般研修)	7月26日(1日間)	医療的ケア実施予定教員、養護教諭、指導的立場の教員等	54	[講義] ほほえみスクールライフ支援事業の概要／重症心身障害児概論／重症心身障害児の医学的対応／医療的ケアの内容と配慮事項 [演習] 器具の操作方法と注意事項

	研修名	期間	対象	人数	内容
44 大分県	平成19年度医療的ケア研修	6月20日～7月27日(3日間)	・医療的ケア(教員が実施可能な範囲)が必要な児童生徒を担当している教諭 ・医療的ケア実施校の養護教諭 ・特別支援学校の教員で受講を希望する者	40	[講義] 重症心身障がい児の障がい・疾病と健康管理・疾病予防に関する理解/学校におけるリスクマネジメント [実習] たんの吸引の基礎・実際/経管栄養の基礎・実際
45 宮崎県	医療的ケア実務担当者研修会	8月2日(1日間)	特別支援学校の教諭、養護教諭、講師、看護師	33	[講義及び実技演習] 医療的ケアに必要な専門的知識と技能 [協議] 各学校における医療的ケアに関する研修の在り方/医療的ケアに関する協力体制の在り方
51 札幌市	平成19年度特別支援学校における医療的ケアに関する理論・実技研修会【北海道教育委員会主催の研修】	8月6日～8月8日(3日間)	学校に配置されている看護師及び教員で、医療的ケアを実施する者	8	[講義] 医療的ケアを必要とする児童生徒の理解(脳性麻痺、二分脊椎、筋ジストロフィーの病態等)/摂食嚥下障害の原因・病態・摂食/てんかんの種類とてんかん発作時の対応/障害のある子どもの健康管理・疾病予防と救急医療 [実技] 摂食嚥下障害への対応/呼吸障害のある児童生徒への対応/たんの吸引等の医療的ケアへの対応/心肺蘇生法等の救急時の対応 ※看護師への研修と兼ねる
52 仙台市	要医療行為通学児童生徒学習支援事業看護師配置校連絡会	5月8日(1日間)	看護師配置校の教頭 看護師配置校対象児童生徒の学級担任	26	[講義] 本事業の運営/担任としての役割 [情報交換]
55 川崎市	医療的ケア研修会	8月30日・12月26日(2日間)	川崎市立田島養護学校教員	80	[講義・講演] 特別支援学校における医療的ケアのこれまでの取組み/医療的ケアと一般的な内科との関連/医療的ケアに関連する法律等
	医療的ケア担当教員研修	10月11日(1日間)	川崎市立田島養護学校 医療的ケア担当教員	1	[見学] 医療的ケアの実際
56 横浜市	重度・重複障害児実技研修会	6月5日～7月20日のうち5日間	医療的ケア実施予定の教諭・養護教諭	40	[講義等] 障害児の医療/医療的ケアの手技/呼吸障害/消化器障害/呼吸のリハビリ/ポジショニング [実技研修] 経管栄養・吸引等の方法/摂食・排泄等の介助方法/機能訓練の実際
61 京都市	医療的ケア安全管理委員会	4月10日・9月3日(2日間)	医師、校長、教頭、副教頭、養護教諭、看護師、保健管理教室主任	約30	[指導助言] インシデント・アクシデント事例とその分析や各校における実施体制の確認・課題の協議/医師等の講師を招き、取組内容等についての指導助言
63 堺市	堺市立百舌鳥養護学校分校看護師等研修	11月28日～2月20日のうち3日間	堺市立百舌鳥養護学校分校看護師、養護教諭、医療的ケア実施教員	16	[講義・実習] 呼吸障害のある子どもの医療的ケア/医療的ケア実技研修/重度・重複障害児の理解と対応 等 ※看護師への研修を兼ねる
64 神戸市	医療的ケア研修(全体研修・基礎研修・実技研修)	年間(8日間)	肢体不自由特別支援学校全教職員対象	150	[講演] 医療的ケア全般の基礎的な知識の講演 [実技研修] 専門学校での実技の実習

## 医療的ケア実施に係る看護師に対しての研修

(都道府県・指定都市教育委員会又は同教育センターで実施している都道府県・指定都市のみ抜粋)

	研修名	期間	人数	内容
01 北海道	平成19年度特別支援学校における医療的ケアに関する理論・実技研修会	8月6日～8月8日(3日間)	33	〔講義〕 医療的ケアを必要とする児童生徒の理解(脳性麻痺、二分脊椎、筋ジストロフィーの病態等)／摂食嚥下障害の原因・病態・摂食／てんかんの種類とてんかん発作時の対応／障害のある子どもの健康管理・疾病予防と救急医療 〔実技〕 摂食嚥下障害への対応／呼吸障害のある児童生徒への対応／たんの吸引等の医療的ケアへの対応／心肺蘇生法等の救急時の対応 ※教員への研修と兼ねる
02 青森県	特別支援教育における教員の専門性向上平成19年度特別支援学校における医療的ケア一般研修	8月16日～8月17日(2日間)	150	〔講義〕 医療的ケアの実施体制／リスクマネジメント体制と「ヒヤリハット」の活用／摂食・嚥下障害の原因と病態、重度・重複障害児の健康管理と医療的ケア／呼吸障害の原因と病理 等 〔演習〕 医療的ケアの実際／嚥下障害のリハビリテーション呼吸障害のリハビリテーション ※教員の研修と兼ねる
05 秋田県	医療的ケア看護師研修会	7月20日・1月11日(2日間)	12	〔講義〕 医療的ケア支援事業の概要／特別支援学校の教育課程／各校の医療的ケアの現状 〔実習〕 医療的ケアの基本と実践 〔情報交換〕
07 福島県	医療的ケア実施校看護師研修会	4月17日・8月23日(2日間)	19	〔講義・講演〕 特別支援教育における医療的ケア／医療的ケアの実際～医療の立場から～／授業における児童生徒の観察～観察の視点と対応～ 〔協議〕 医療的ケアの現状と課題／医療的ケア実施上の課題～看護師と教員の連携の視点～
08 茨城県	非常勤看護職員研修会	6月15日・9月19日・12月13日(3日間)	16	〔講義〕 学校で行う医療的ケアで配慮すべき事項等 〔協議〕 校内で連携した医療的ケアの実際、医療的ケア実施上の現状と課題等
09 栃木県	地区別研修会	7月～12月のうち1日間(3地区で実施)	約15	〔講話・実技指導〕 担当教員及び学校看護師の専門的な知識・技能を高めるための医師からの講話・実技指導
11 埼玉県	看護教諭研修	8月～3月のうち5日間	13	〔講義・実習等〕 (社)埼玉県看護協会で行っている研修を各自で選択して受講／埼玉県立大学看護学科・埼玉県立小児医療センターに協力いただいたの研修／専門性の高い大学教授を招聘して、特別支援教育の専門性を高める研修
12 千葉県	平成19年度県立特別非常勤講師(看護師)研修会	4月4日～12月26日のうち3日間	36	〔講義〕 特別支援学校の現状／看護師の配置とサービス／千葉県の医療的ケアの変遷／千葉県のガイドライン／医療的ケアを安全に進めるには／心身障害児施設での医療的ケア／看護師・教師・養護教諭の連携／取組事例
13 東京都	平成19年度医療的ケアを必要とする児童生徒に関する研修講習	8月8日～8月10日のうち2日間	100	〔講義・演習〕 呼吸管理と呼吸障害、気管切開の管理／嚥下障害と栄養管理／医療的ケアと関連する救急的な問題と対応／消化器障害と排尿障害
14 神奈川県	看護師研修	7月25日～8月24日のうち4日間	19	〔講義〕 重度重複障害児の健康管理、呼吸／医療ケア等の取組状況、近年の動向 〔講義・演習〕 インシデント・アクシデント
15 新潟県	学校看護師・医療的ケア研修会	4月27日・8月3日・1月22日(3日間)	50	〔講義〕 医療的ケアの実施要項等／重度重複障害児の教育／医療的ケアの実際 〔実践発表〕 医療的ケア・補助的ケアの実践発表 〔実技〕 呼吸機能とポジショニング・排痰 ※教員への研修と兼ねる
18 福井県	平成19年度医療的ケアサポート推進事業「医療的ケアが必要な児童生徒等に関する看護師研修」	8月1日(1日間)	7	〔講義〕 たんの吸引をはじめとする呼吸器障害に関する医療の現状／経管栄養を必要とする摂食・嚥下障害に関する医療の現状 〔施設見学〕 母子医療救急センター 〔情報交換〕 担当する児童生徒等に関する情報交換
19 山梨県	医療的ケア専門研修	5月17・18日、8月8日(3日間)	12	〔講義・実技演習〕 栄養・摂食障害／呼吸障害及び排尿障害の管理及び実技 (医療的ケアに係る看護師及び養護教諭を対象とした悉皆研修)
20 長野県	平成19年度医療的ケア看護師研修	1月(1日間)	15	〔講義〕 特別支援学校の医療的ケア／在宅の現状と医療的ケアの観察ポイント 〔実習〕 ポジショニングと呼吸理学療法の実際／看護と実際／見学実習 〔情報交換〕
21 岐阜県	医療的ケア看護師研修	7月27日(1日間)	26	〔講義〕 障害児の看護／重度重複障害児の疾患と病態の特徴
22 静岡県	看護師業務に従事する特別非常勤講師の研修会(看護師研修会)	4月・7月のうち3日間	21	〔講義〕 特別支援学校における医療的ケア／本年度の本県の医療的ケアの実施体制 〔実習〕 病棟見学実習(経管栄養、吸引、気管内吸引、カニューレ管理、酸素吸入 等)／エアエントリーノ改善と排痰／てんかん発作と対処／胃逆流防止手術・胃ろう・咽頭分離手術とケアケースカンファレンス 〔情報交換〕
25 滋賀県	特別支援学校看護師連絡会	8月28日(1日間)	10	〔講義〕 各学校におけるインシデント・アクシデントの報告と検討／医療的ケア実施に伴う諸課題の整理

	研修名	期間	人数	内容
26 京都府	医療的ケア研修会	7月31日・8月1日・12月26日(3日間)	70	〔講義〕 特別支援学校における医療的ケアの意義及び基礎知識／重度・重複障害児の身体の特徴と指導上の留意点／重症心身障害児の呼吸障害の生理と吸引に関する基礎知識／経管栄養に関する基礎知識及び最新の情報等／ヒヤリハット事象と感染予防／看護師交流会 ※一部は教員の研修と兼ねる
27 大阪府	看護師等研修	8月20日・8月23日(2日間)	延べ80	〔講義〕 呼吸障害のある子どもの医療的ケアー気管切開をした子どもの管理を中心にー／障害のある子どもの人権 〔研究協議〕
31 鳥取県	特別支援学校における医療的ケア研修会(学校看護師合同研修会)	8月16日(1日間)	16	〔行政説明〕 鳥取県における医療的ケア実施体制 〔講義〕 重症心身障害児の病理 〔実技〕 たんの吸引、経管栄養 ※教員の研修も兼ねる
		8月25日(1日間)	19	〔講義・演習〕 姿勢と呼吸について(ポジショニングの工夫、介助方法と注意点、演習)／摂食嚥下障害の介助方法の工夫／リスク管理と口腔ケア(介助方法と注意点・演習) ※教員の研修も兼ねる
32 島根県	学校看護師連絡会	8月27日・1月4日(2日間)	9	〔講義・演習等〕 教育への理解を深めてもらうための研修／医師からの技術的指導も含めた研修(学校看護師連絡会の中で、看護師の要望に応じて研修内容を決めている)
33 岡山県	医療的ケア連絡協議会(専門研修)	8月24日(1日間)	約25	〔講義〕 医療的ケアを必要とする児童生徒の健康に配慮した指導のための実践的指導力 〔演習〕 経管栄養・吸引・導尿等の具体的方法についての演習
35 山口県	医療的ケア担当看護師研修会	8月20日(1日間)	19	〔講義〕 特別支援学校における医療的ケア／各学校における医療的ケアの成果と課題／医療的ケア実施に向けた研修体制等の整備／看護師と教員の連携 等
36 徳島県	医療的ケア担当教員(看護師)研究協議会	8月23日(1日間)	13	〔講義〕 平成20年度特別支援学校における医療的ケアに関する研修事業 〔協議〕 各学校からの状況報告医療的ケアに関する協議
40 福岡県	看護職員研修会	8月29日(1日間)	13	〔講義・講話〕 医療的ケアのリスクマネジメント／看護職員の心構え／福岡県立特別支援学校における医療的ケア体制整備
42 長崎県	「障害のある子どもの医療サポート事業」に関する看護師研修会	4月4日～4月6日(3日間)	8	〔講義〕 特別支援学校における医療的ケア／呼吸障害・摂食障害・排泄障害等への対応／重度重複障害児の理解と医療的対応 〔研究協議〕 各学校の医療的ケア実施における現状と課題
	一般専門研修	8月6日～8月8日(3日間)	8	〔講義〕 呼吸障害への対応(障害の症状と吸引、気管切開部の管理)／摂食嚥下障害(摂食嚥下障害の要因、胃食道逆流、嘔吐、経管栄養)／排泄障害と緊急時の対応(発熱・てんかん・嘔吐・その他緊急の状態発生時の対応) 〔講義・演習〕 呼吸介助とポジショニング／吸引について／摂食指導・口腔ケア／経管栄養(注入等) 〔研究協議〕 各学校における重度の子どもの対応 ※教員への研修と兼ねる
52 仙台市	要医療行為通学児童生徒学習支援事業辞令交付式並びに研修	4月9日(1日間)	11	〔講義〕 勤務(勤務時間、休暇、給与、予算)／要医療通学児童生徒学習支援事業／本事業の趣旨／医療行為の内容
55 川崎市	医療的ケア看護師研修	未定	1	〔実習〕 訪問看護師の訪問看護に同行し、在宅でのケア・家族との関わり等について研修する。
56 横浜市	特別支援学校看護師研修	4月2日～5月31日のうち3日間	7	〔講義〕 特別支援学校の教育／特別支援学校における医療的ケアの現状／特別支援学校における看護師の役割／医師の講義 〔実技研修〕 医療的ケアに関する手技の習得と確認(重症心身障害児施設)
61 京都市	医療的ケア安全管理委員会	4月10日・9月3日(2日間)	約30	〔指導助言〕 インシデント・アクシデント事例とその分析／各校における実施体制の確認・課題の協議／医師等の講師を招き、取組内容等についての指導助言 ※教員への研修と兼ねる
63 堺市	堺市立百舌鳥養護学校分校看護師等研修	11月28日～2月20日のうち3日間	3	〔講義・実習〕 呼吸障害のある子どもの医療的ケア／医療的ケア実技研修／重度重複障害児の理解と対応 等 ※教員への研修を兼ねる
64 神戸市	肢体不自由養護学校における医療的ケアに関する実地研修	年間(1日間)	新着任の看護師	〔実習〕 重症心身障害児施設にて実習
67 福岡市	肢体不自由特別支援学校 学校看護師医療的ケア研修会	7月20日・1月8日(2日間)	4	〔講義〕 看護師ができる呼吸支援について／重症障がい児のトータルケア



	① 看護師の増員	② 看護師の質の確保	③ 看護師の勤務条件	④ 対象者の増加	⑤ ケアの内容の整理	⑥ 実施者の検討	⑦ 校外学習等への対応	⑧ 校内関係者の連携	⑨ 関係機関との連携	⑩ 安全・衛生面の管理	⑪ 研修の充実	⑫ 予算の確保	⑬ その他	具体的課題(要約)
15 新潟県							○			○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校看護師が医療機関や保護者との確実な連携を図る必要がある。</li> <li>・医療的ケアの知識及び技術を高めるための研修をさらに充実する必要がある。</li> <li>・校外学習の引率時は実施しておらず、安全に実施するための方策を検討する必要がある。</li> <li>・毎年対象児童生徒が増加しており、予算の確保等が困難である。</li> </ul>
16 富山県	○		○	○			○			○				<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な実施体制の整備として、看護師配置の在り方について検討が必要である。</li> <li>・医療的ケアの需要の増加、実際の授業日数に対する看護師の配置人数、勤務時間や勤務日数が十分ではない。</li> <li>・知肢併置校の設置等により、医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する学校が増加する可能性がある。</li> <li>・校外学習等の校外における活動への付き添いが難しい。</li> <li>・安全確実な実施の積み重ねが必要である。</li> <li>・互いの専門性を理解した上での教員と看護師との連携協働体制の確立が必要である。</li> </ul>
17 石川県				○			○					○		
18 福井県			○				○			○		○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内外での勤務を含め、勤務内容が増大し、それに伴い責任も増してきている。勤務時間を含め、勤務条件面での改善が求められている。</li> </ul>
19 山梨県	○		○	○	○	○				○				<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア対象児童の増加に伴い看護師配置の増員を検討しなければならない。</li> <li>・看護師の研修及びケースカンファレンスの参加に伴う勤務時間の延長措置を図ったが、今後も必要性に応じた措置を検討しなければならない。</li> <li>・対象者の就学が考えられる学校には運営協議会へのオブザーバー参加を認めているが、年度途中の転入学等に対応できるような措置を検討しなければならない。</li> <li>・医師が常駐していない学校管理下における医療的ケアの内容については、医師の考え方等に左右されることもあり、看護師が学校管理下において実施可能なガイドラインを示して頂ければ有り難い。</li> <li>・本県の実施要綱では「実施者は看護師」と限定している。今後は対象者の増加も想定されるため、養護教諭による試行的実施及び一般教員の研修の充実に努めているところである。</li> <li>・ヒヤリハット事例の活用は、研修等でも示しているが、なかなか事例が蓄積できにくい現状がある。リスクマネジメントについては、地域医療機関での医師不足も影響しており、連携体制が構築できにくい状況もある。そのため、学校間に医療的ケアの内容に温度差が生じている。</li> </ul>
20 長野県	○		○									○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・低体重時の救命、医学技術の進歩、在宅看護へのシフトにより、増加する対象児童がさらに増加し、高度な対応が必要が見込まれる。</li> <li>・看護師への負担増大及び障害者自立支援法による応益負担等、学校への期待が大きくなっている。</li> <li>・学校においては特別支援学校の在り方を含めた法的整備(学校における看護師の定数配置)を検討する必要がある。</li> <li>・厳しい財政の中、改善に努めたい。</li> </ul>
21 岐阜県	○			○										<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア対象児童生徒の増加や、特別支援学校の新設に伴う新設校での医療的ケアの体制整備の必要性が課題となっている。</li> </ul>
22 静岡県	○		○	○	○		○	○		○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケア対象人数・内容、ケアが集中する時間帯等を勘案しての必要な看護師の配置が難しい。</li> <li>・研修会の参加、個別の臨床研修等により勤務時間が延長したときの対応が課題となっている。</li> <li>・ケアの実施を可能とする学校の決定の規準及び訪問教育の児童生徒のスクーリング時の対応が課題となっている。</li> <li>・実施要綱に看護師対応のケア項目を示しているが、個々のケアに関わる状況が多様であるため一定のラインを示すことの困難さがある。</li> <li>・ケア対象児童生徒のスクールバス乗車を可能とするための条件整備が課題となっている。</li> <li>・主治医の複数化による連絡調整や学校における医療的ケアについて成り立ちや学校という場の状況等について、十分な理解を得ることが困難である。</li> <li>・校内における個別の緊急対応訓練と地域の消防署等を交えての緊急対応訓練の実施が課題となっている。</li> <li>・看護師の経験差を勘案した研修会の内容や方法が課題となっている。</li> <li>・医療的ケアに関わる費用を誰が負担するのが課題となっている。</li> </ul>
23 愛知県	○		○			○	○			○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師の増員や常勤化のための予算の確保(拡大)が難しく、十分なケア回数を確保できないこと、また看護師の待遇を改善できないことが課題である。</li> <li>・学校関係者・看護師の研修の機会の確保やリスクマネジメントなど緊急体制の整備が課題となっている。</li> </ul>
24 三重県	○		○				○					○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケアが必要な児童生徒数や手当の内容等により1～3名の配置を行っているが、手当を行う時間が重なったり集中したりして対応に厳しい現状がある。</li> <li>・今年度より定数内常勤講師としての位置付けになり、休暇取得時の対応として医療的業務補助嘱託員の雇用を行ったが、十分に活用しきれなかった。</li> <li>・保護者や看護師の負担を軽減するために、医療的業務補助嘱託員の活用を検討する必要がある。</li> <li>・厳しい財政状況ではあるが、研修を充実させるための予算や医療的業務補助嘱託員の確保のための予算を充実する必要がある。</li> </ul>
25 滋賀県				○	○									<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校において日常的に医療的ケアを要する児童生徒数が増加したことに伴い、実態に応じた適正な看護師の配置について苦慮している。</li> <li>・看護師がいることで保護者からの安心感がある一方、実施要項で示した内容を超えた医療的ケアの実施を望む場合がある。</li> </ul>
26 京都府		○	○		○		○					○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師の質を確保することが課題である。</li> <li>・児童生徒が校外学習や泊を伴う行事に参加する際の看護師勤務条件を検討する必要がある。</li> </ul>

	① 看護師の増員	② 看護師の質の確保	③ 看護師の勤務条件	④ 対象者の増加	⑤ ケアの内容の整理	⑥ 実施者の検討	⑦ 校外学習等への対応	⑧ 校内関係者の連携	⑨ 関係機関との連携	⑩ 安全・衛生面の管理	⑪ 研修の充実	⑫ 予算の確保	⑬ その他	具体的課題(要約)
27 大阪府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師を教員の定数外で常勤勤務可能とする国の制度及び財源の措置が必要不可欠である。</li> <li>・高度な医療的ケアが必要な児童生徒が入学してきており、看護師でも難しいケアが見られるが、保護者の要求はほとんどエスカレートしており、3行為以外の医療的ケア実施を教員に求めるケースも増えてきている。</li> <li>・看護師と教員、看護師と養護教諭の役割分担・連携・協力が必要だが、看護師の数が増える中、難しさも出てきている。また、医療機関でも指示書や依頼書等をめぐり、スムーズにいかないケースも見受けられる。</li> <li>・各校のリスクマネジメントの統一化や高度な医療的ケアが必要な児童生徒に関わる病院に匹敵するような感染対策等、大きな課題となっている。</li> <li>・必要とされる研修内容の精選やそれに基づく講師の確保、夏季に集中する他の研修との調整等課題は多い。</li> <li>・看護師(実技)研修・養護教諭の研修・医療的ケアに関わる教員への専門研修・医療的ケアを理解する研修・理解啓発を主目的とする研修など、目的毎の研修が求められている。</li> <li>・スムーズな予算確保と医療的ケアに関する予算の増額が課題である。</li> </ul>
28 兵庫県			○	○			○			○		○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師は非常勤職員としての配置であるため、看護師の不在時の対応、さらに修学旅行等の宿泊行事の際の看護師の勤務時間、旅費や報償費等の課題がある。</li> <li>・看護師の配置に伴う対象児童生徒数の増加とともに、医療的ケアの内容に関する保護者の看護師への過剰なニーズに対する対応の課題がある。</li> <li>・委員会の役割の徹底を図るとともに、全教職員が本来的に清潔に関する意識、緊急時の対応等、安全・衛生面に関しての共通認識をしておく必要がある。</li> <li>・対象児童生徒の増加だけでなく、児童生徒の重度重複化に伴い、看護師限定の医療的ケア等、必要な医療的ケア項目が増加している。</li> <li>・特別支援学校には、看護師配置を義務付けるなど、法的な制度化が必要である。</li> <li>・看護師であっても、現在のシステムの中では実施する医療行為を明確にする必要がある。教員の実施できる範囲についても引き続き検討をして、実情にあったものにしていく必要がある。</li> <li>・今後必要となってくる医療的ケアの内容が増えることも予想されることから、医療を要する児童生徒の教育に関して医療とのより密接な連携ができるような制度的な改革が望まれる。</li> <li>・全ての校外学習に対応する予算化、看護師が校外へ出たときの後補充が課題となっている。</li> </ul>
29 奈良県	○		○	○	○	○								<ul style="list-style-type: none"> <li>・泊を伴う行事への対応、医療的ケアに関わる会議参加が課題となっている。</li> <li>・各学部にわたる在籍、児童生徒の多様化、行事等の引率と残るケアの必要な児童生徒への対応が課題となっている。</li> <li>・施設整備の充実(医療的ケアを行う処置室、緊急対応のための医療的設備の配備等)が課題となっている。</li> </ul>
30 和歌山県			○	○			○	○				○	○	
31 鳥取県											○			
32 島根県		○				○					○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師が確保できない(定着しない)学校があるが、保護者からの強い要望の中に障害児医療の経験の有無を問われることが要因としてあげられている。</li> <li>・看護師への負担が懸念される学校があり、教員による実施を含め、看護師が実施するにしても組織として医療的ケアを実施する体制の中で行うことを再度見直しをしてもらっている。</li> <li>・予算削減に伴い、他事業と統合し、教員の研修については学校でニーズに応じた研修を行ってもらう方向で検討している。看護師の研修について、医療機関との連携による研修が必要ではないかと考えており、医療行政の実施している研修の活用等を検討している。</li> </ul>
33 岡山県			○	○	○	○			○					<ul style="list-style-type: none"> <li>・肢体不自由特別支援学校に看護師を配置し、医療的ケアを実施している。しかし、知的障害特別支援学校にも、てんかん発作時の座薬挿入等を必要とする児童生徒も在籍している。てんかんについては定時のケアではないため、常時の看護師配置は難しい面もあり、今後その対応を検討する必要がある。</li> </ul>
34 広島県	○									○				<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師を特別支援学校に配置する際、県看護協会の紹介を受けているが、適任者を見付けにくい。</li> <li>・インシデント・アクシデント事例の蓄積・分析及び研修プログラムの作成等による事故の未然防止のための方策を検討し、医療的ケア実施校に還元することが課題となっている。</li> </ul>
35 山口県						○	○				○			<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の在り方、安全に実施できる体制整備、指導的立場を担う教員の養成が課題となっている。</li> <li>・医療的ケア担当教員、養護教諭、看護師の役割の明確化等が課題となっている。</li> <li>・研修の講師の選定、内容の検討が課題となっている。</li> </ul>
36 徳島県							○							<ul style="list-style-type: none"> <li>・学部・学年毎に実施される修学旅行や遠足等の校外学習の全てに、看護師が付き添って実施することは難しい。看護師を1人配置している学校だけでなく、複数配置している学校でも、校外学習に看護師が付き添った場合に、学校での対応について工夫が必要である。</li> </ul>
37 香川県		○	○				○	○	○			○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケアが必要な児童生徒が校外学習等に参加する際には、保護者に同伴してもらっている。保護者は看護師による対応を希望しているので、看護師の身分を常勤とするか、別枠で予算化して対応する必要がある。</li> <li>・医療的ケアが必要な児童生徒の担任以外の教職員のインシデントに対する意識の向上を図る必要があるため、一般教員に対する更なる研修の充実が望まれる。</li> </ul>
38 愛媛県		○		○										<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度に本県で初めて看護師を配置したしげのぶ特別支援学校では、医療的ケアを必要とする児童生徒の増加に伴い、当初2名の看護師を本年度は4名を配置している。</li> <li>・複数の医療的ケアを必要とする児童生徒の増加、またその内容も複雑化しており、看護師によっては対応が難しいケースが多くなっていることから、学校配置の看護師が対応できる医療的ケアの内容の整理が必要となっている。</li> <li>・上記の状況から、安全に医療的ケアを実施するため、児童生徒に対する看護師の対応シフトを組み、週に1日は保護者に対応してもらった体制をとっている。</li> </ul>

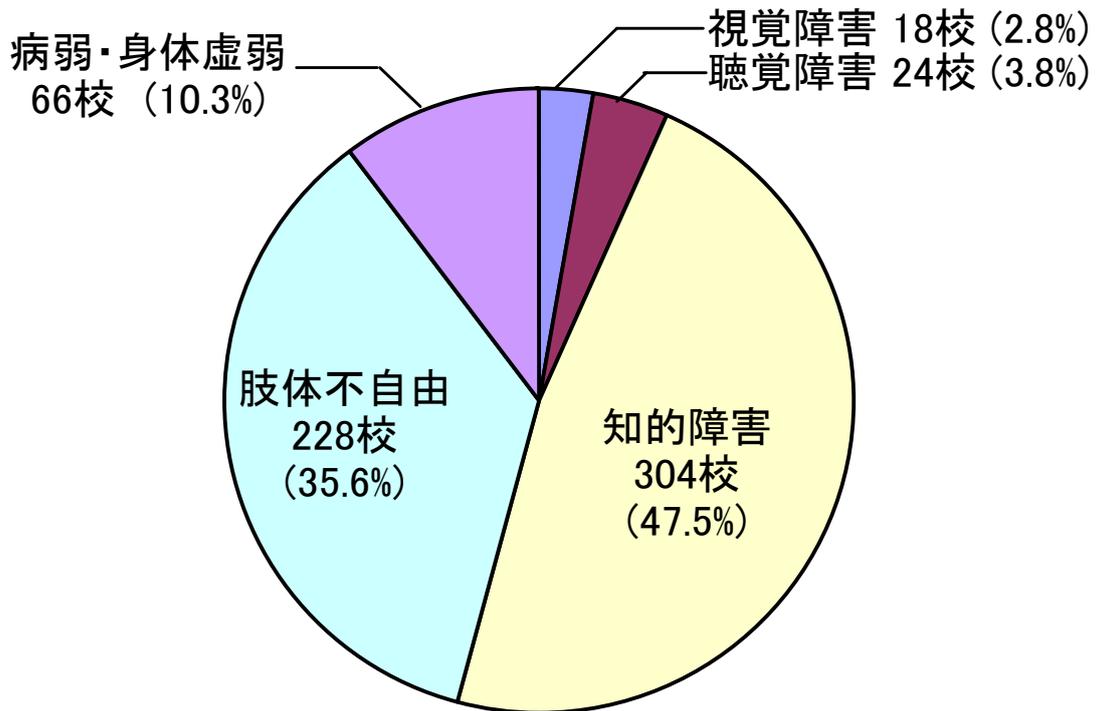
	① 看護師の増員	② 看護師の質の確保	③ 看護師の勤務条件	④ 対象者の増加	⑤ ケアの内容の整理	⑥ 実施者の検討	⑦ 校外学習等への対応	⑧ 校内関係者の連携	⑨ 関係機関との連携	⑩ 安全・衛生面の管理	⑪ 研修の充実	⑫ 予算の確保	⑬ その他	具体的課題(要約)
39 高知県	○		○		○									・日常的医療ケアを要する児童生徒は、医療施設併設の分校での受け入れを原則とし、施設入所者は当該医療施設の看護師が、通学生については非常勤看護師が医療ケアを実施することとしている。通学児童生徒の状況に応じ、非常勤看護師の対応が必要となるため、在籍している児童生徒の障害の状態の変化や、就学者数、年度途中での転学者の状態に応じた柔軟な対応が求められる。 ・看護師による対応とし、教師が行うことができる行為以外も実施可能であるため、保護者のニーズの拡大が予想され、学校の施設・設備、看護師のスキル等も含めた検討が必要である。
40 福岡県	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		・今後、医療的ケアを必要とする通学幼児児童生徒の在籍が増え、看護師の増員が必要になる可能性がある。 ・障害児医療を経験している看護師は少なく、看護師の質の確保が困難である。看護師の力量に応じた研修を実施するなど研修内容の検討や充実を図る必要がある。 ・8月から、医療的ケア体制整備として看護職員を配置して医療的ケアを実施する学校が10校に増加した。教員の医療的ケアに関する正しい理解、個別の医療的ケア緊急時対応マニュアルの作成等の安全管理、感染予防等の衛生管理等の体制整備を行う必要がある。 ・保護者から校外学習での看護師による医療的ケアの実施、医療的ケアを必要とする児童生徒のスクールバス利用の要望が出ている。保護者への説明を行っているが、保護者の要望が強い。 ・幼児児童生徒の障害の重度化により、必要な医療的ケアが高度化の傾向にある。このため、学校で行い得る医療的ケアの内容について整理していく必要がある。
41 佐賀県	○								○			○		・事故発生時の責任の所在に対する見解の相違から、学校に隣接する医療機関との連携が十分でないことが課題である。
42 長崎県						○		○		○				・看護師配置校5校のうち、教員が医療的ケアを実施している学校が1校であるので、今後、要綱に定めているように看護師と教員が連携・協働して実施する体制作りのために校内関係者の連携とともに教員研修(医学個別研修)を推進していく。 ・一層、安全面・衛生面についてリスクマネジメントや感染予防等に対する知識理解を高めていくために、ヒヤリハット事例の集積と活用や研修等の充実を図っていく。
43 熊本県	○											○		・対象者数は、現在の在籍状況から平成20・21年度まではほぼ横ばいと推測しているが、それ以降は増加に転じると予想している。その対応として予算の確保と看護師の増加が必要となる。
44 大分県	○		○		○		○			○				・年々、医療的ケアが必要な児童生徒が増加しており、それに対応できる看護師の配置が必要となっている。 ・1日4時間勤務になっているので、児童生徒が学校にいる間の対応ができていない。 ・保護者からの要望が増えるとともに、急な対応を申し出ることがあり、学校はその対応に苦慮している。 ・看護師の配置人数や勤務時間の関係で、校外学習に参加できない場合がある。 ・各学校からヒヤリハットの報告がほとんどあがってこない。報告しやすい雰囲気と必要性の理解が必要である。
45 宮崎県	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		・特に教員による医療的ケアの実施が課題となっており、研修プログラムの試行を一部行っているが、病院併設でない特別支援学校における専門研修の実施を今後徹底する必要がある。そのための指導医の派遣も課題である。
46 鹿児島県	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		・看護師の配置が3校4人と配置が進んでいない現状にあり、研修体制も未整備である。今後関係各課と連携し、各学校のニーズに応えられるよう努めてまいりたい。
47 沖縄県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		・本県は、財政状況が非常に厳しく、看護師の現状維持さえ難しい状況である。対象児は増加している。教育委員会の努力のみでは、限界がある。
51 札幌市			○				○	○	○	○	○	○		・看護師が非常勤職員で1日6時間以内の勤務時間という制約から、職員会議や校内医療的ケア運営委員会会議に出席しにくく、教員と情報交換等がしにくいことや、教員と看護師の安全や衛生面に対する認識の違いなどから、連携が不十分な状況にあった。 ・また、現在、モデル事業として看護師を配置しているため、将来的に看護師を正式配置に転換することについて、予算面も含めて検討していく必要がある。
52 仙台市										○	○			・ヒヤリハット事例、アクシデント事例を集約し、それを研修会等で活用していくことが課題である。
53 さいたま市		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
54 千葉市	○											○		・千葉市には各障害種の特別支援学校がある。今までは医療的ケアの必要な児童生徒は他の県立特別支援学校に就学していたが、今後は市立の特別支援学校にも就学することが考えられるので、医療的ケアについて検討する必要が出てきた。
55 川崎市		○	○					○				○		
56 横浜市	○	○	○					○						・障害児医療に経験のある看護師を安定的に確保することが大きな課題となっている。 ・教員(養護教諭)と看護師の役割分担のあり方についても引き続き検討が必要である(医療的ケアの対象幼児児童生徒がいないため、回答はなし)
57 新潟市														(公立の特別支援学校がないため、回答はなし)
58 静岡市														(医療的ケアの対象幼児児童生徒がいないため、回答はなし)
59 浜松市														(医療的ケアの対象幼児児童生徒がいないため、回答はなし)
60 名古屋市														(医療的ケアの対象幼児児童生徒がいないため、回答はなし)
61 京都市			○				○					○		・予算確保が困難な中での実施であるため、看護師募集の際によりよい勤務条件での募集ができず、看護師の質の確保が難しい。また、報酬上限との関係から、週当たりの勤務時間が少なく、教員との十分な協議や打ち合わせ・引継ぎ等を実施する時間の確保が難しいなどの課題がある。 ・宿泊を伴う校外学習への引率についても、勤務時間等の勤務条件との関係上難しい状況となっている。
62 大阪市								○	○			○	○	・現在、肢体不自由養護学校以外の特別支援学校や小・中学校には看護師の配置がない。医療的ケアの必要な幼児・児童・生徒の安全を確保するため、国からの予算措置を伴う事業展開が望まれる。
63 堺市														
64 神戸市	○									○				
65 広島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		・教職員の研修の在り方、看護師(特別非常勤講師)の研修の在り方、宿泊を伴う行事・校外学習への対応、医療的ケアに関する校内体制が課題となっている。

	① 看護師の増員	② 看護師の質の確保	③ 看護師の勤務条件	④ 対象者の増加	⑤ ケアの内容の整理	⑥ 実施者の検討	⑦ 校外学習等への対応	⑧ 校内関係者の連携	⑨ 関係機関との連携	⑩ 安全・衛生面の管理	⑪ 研修の充実	⑫ 予算の確保	⑬ その他	具体的課題(要約)
66 北九州市	○					○								・現在、看護師を配置している2校の特別支援学校においても、今後医療的ケアを必要とする児童生徒の増加が見込まれる。 ・今後、他の特別支援学校等でも医療的ケアを必要とする児童生徒が出てくる可能性がある。
67 福岡市	○		○	○			○		○			○		・日常的に医療的ケアが必要となる児童生徒が増加しており、1日の中での医療的ケアの件数も増加してきている。1名の看護師が十数名の子どもの子どもを担当し、学校待機を余儀なくされている保護者もいる状況であり、看護師の増員(予算の確保等)が急務の課題である。
計	33	18	31	26	21	15	33	19	12	21	27	38	1	

※医療的ケア対象幼児児童生徒がない新潟市・静岡市・浜松市・名古屋市は○はつけていない。

(平成19年5月1日現在)

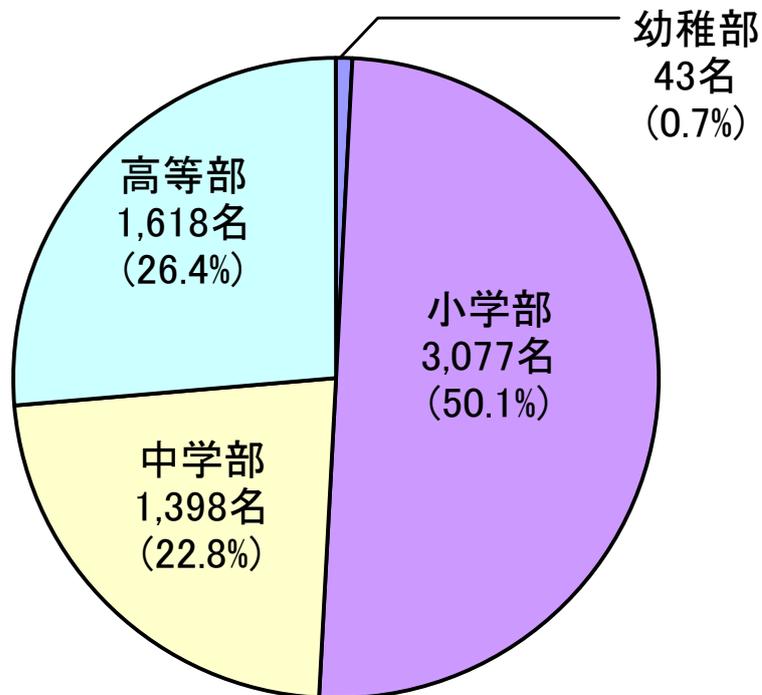
## 対象障害種別医療的ケア実施学校数



※医療的ケアを実施している公立の特別支援学校は548校。

※複数の障害を対象としている特別支援学校は、それぞれの障害種別にカウントしている。

## 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の割合



## 特別支援学校における医療的ケアの対象児童生徒数と看護師等の対応者数

(平成19年5月1日現在)

医療的ケアを必要としている幼児児童生徒が在学している学校の障害種別	学校数	在学者数 (人)	医療的ケアが必要な 幼児児童生徒数(人)	配置されている 看護師数(人)	看護資格を有する 養護教諭(人) <sup>※1</sup>	医療的ケアに関わっ ている教員数(人)
視覚障害 ※看護師が配置されている学校数： 6校 割合： (33%)	18校	896	38	7	0	4
聴覚障害 ※看護師が配置されている学校数： 10校 割合： (42%)	24校	2,108	53	10	0	13
知的障害 ※看護師が配置されている学校数： 197校 割合： (65%)	304校	43,947	2,243	398	27	1,204
肢体不自由 ※看護師が配置されている学校数： 203校 割合： (89%)	228校	23,859	4,194	561	24	2,609
病弱・身体虚弱 ※看護師が配置されている学校数： 41校 割合： (62%)	66校	4,579	733	72	3	148
合計 <sup>※2</sup>	375校 (68%)	548校 (57%) <sup>※3</sup>	63,333	6,136	853	40

(文部科学省特別支援教育課による「特別支援学校医療的ケア実施体制状況調査」から抜粋)

※1 看護資格を有する養護教諭数については、医療的ケアを実施している者の数である。

※2 複数の障害種別に対応する学校では、それぞれの障害種別にカウントしている。このため、障害種別毎の数値を加えても合計に一致しない。

※3 公立の全ての特別支援学校学校(合計954校)に対する割合である。

平成19年度特別支援学校医療的ケア実施体制状況調査

(平成19年5月1日現在)

都道府県・指定都市	医療的ケアを必要としている幼児児童生徒が在学している学校													
	障害種別必要学校数					必要 学校数計	看護師配置 学校数	未配置 学校数	必要学校 在学者数	必要幼児 児童生徒数	配置されている看護師数	医療的ケアに 関わっている 教員数		
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱								うち看護師資格を 有する養護教諭数	
01北海道	3	2	18	6	1	30	5	△25	2,160	236	15	0	41	
02青森県	0	0	1	4	1	6	5	△1	396	90	6	0	38	
03岩手県	0	0	3	1	3	7	7	—	738	31	25	0	0	
04宮城県	1	0	9	2	2	14	10	△4	1,297	104	48	11	16	
05秋田県	0	0	9	2	1	12	9	△3	844	110	12	0	0	
06山形県	0	1	3	1	1	6	2	△4	592	59	2	0	0	
07福島県	1	1	8	2	3	15	12	△3	1,623	177	19	0	34	
08茨城県	1	0	10	3	1	15	11	△4	2,274	163	16	0	34	
09栃木県	1	1	6	2	3	13	13	—	1,695	111	19	0	0	
10群馬県	0	0	5	3	1	9	4	△5	856	92	6	0	45	
11埼玉県	0	2	8	7	1	18	9	△9	2,248	219	18	1	28	
12千葉県	1	1	19	6	5	32	17	△15	3,761	293	21	0	108	
13東京都	0	0	3	15	0	18	18	—	1,909	595	125	0	395	
14神奈川県	0	1	16	11	2	30	20	△10	3,174	254	21	0	166	
15新潟県	0	0	9	3	2	14	12	△2	919	77	15	0	9	
16富山県	0	0	2	3	1	6	3	△3	603	63	5	0	13	
17石川県	0	0	3	3	1	7	3	△4	641	62	5	0	0	
18福井県	1	0	5	5	4	15	7	△8	618	29	7	0	8	
19山梨県	0	0	2	3	0	5	3	△2	295	52	5	0	0	
20長野県	0	0	11	2	2	15	13	△2	2,052	108	15	0	17	
21岐阜県	0	0	4	2	3	9	9	—	1,337	121	18	0	0	
22静岡県	0	0	7	4	0	11	9	△2	2,103	190	21	0	297	
23愛知県	2	3	5	8	1	19	8	△11	3,868	247	16	0	0	
24三重県	0	0	1	7	1	9	8	△1	482	57	13	0	100	
25滋賀県	0	1	6	7	0	14	11	△3	1,085	75	16	0	0	
26京都府	0	0	9	8	1	18	16	△2	1,050	63	22	4	109	
27大阪府	0	0	8	9	0	17	14	△3	2,029	213	41	3	475	
28兵庫県	0	3	11	11	1	26	21	△5	2,523	237	57	2	172	
29奈良県	1	0	5	2	1	9	4	△5	869	50	6	6	63	
30和歌山県	1	0	5	6	1	13	9	△4	954	44	10	1	55	
31鳥取県	0	0	3	3	1	7	6	△1	644	62	6	0	6	
32島根県	0	0	2	2	1	5	5	—	380	46	9	0	50	
33岡山県	0	0	3	5	1	9	7	△2	769	48	8	0	0	
34広島県	0	1	7	3	1	12	10	△2	1,250	133	14	0	132	
35山口県	1	0	5	2	0	8	8	—	940	88	22	0	16	
36徳島県	0	0	4	3	2	9	9	—	674	85	10	0	12	
37香川県	0	1	3	1	1	6	3	△3	617	48	4	0	0	
38愛媛県	0	0	3	1	1	5	2	△3	892	58	4	0	0	
39高知県	0	0	2	3	0	5	3	△2	320	29	3	0	0	
40福岡県	1	2	9	2	1	15	11	△4	1,715	136	14	0	0	
41佐賀県	0	0	2	3	1	6	5	△1	358	75	11	0	0	
42長崎県	0	1	6	4	2	13	6	△7	1,049	86	8	0	2	
43熊本県	0	0	5	4	1	10	7	△3	802	102	11	0	18	
44大分県	1	1	8	2	1	13	4	△9	926	93	6	0	4	
45宮崎県	0	1	5	4	1	11	10	△1	473	50	12	0	0	
46鹿児島県	0	0	7	11	2	20	3	△17	1,227	97	4	0	20	
47沖縄県	1	0	4	5	1	11	5	△6	913	114	8	0	2	
51札幌市	0	0	1	2	0	3	2	△1	185	26	4	0	19	
52仙台市	0	0	1	0	0	1	1	—	152	7	5	0	0	
53さいたま市	0	0	0	1	0	1	1	—	58	12	4	0	13	
54千葉市	0	0	2	0	0	2	0	△2	224	3	0	0	0	
55川崎市	0	0	1	0	0	1	1	—	99	1	1	0	0	
56横浜市	0	0	0	5	0	5	5	—	429	181	15	0	231	
57新潟市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
58静岡市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
59浜松市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
60名古屋市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
61京都市	0	0	4	4	0	8	8	—	653	57	19	8	45	
62大阪市	1	1	2	3	1	8	3	△5	1,032	88	9	0	185	
63堺市	0	0	0	1	0	1	1	—	12	9	3	0	16	
64神戸市	0	0	0	2	1	3	3	—	187	42	8	4	82	
65広島市	0	0	1	0	0	1	1	—	253	13	2	0	0	
66北九州市	0	0	0	2	1	3	2	△1	220	29	2	0	0	
67福岡市	0	0	3	2	1	6	2	△4	885	96	2	0	0	
合計	18	24	304	228	66	640	426	△214	63,333	6,136	853	40	3,076	

※学校数には分校を含む。

※医療的ケアを実施している公立の特別支援学校は548校。複数の障害種別を対象としている特別支援学校は、それぞれの障害種別にカウントしている。

※新潟市・浜松市・名古屋市は医療的ケアが必要な幼児児童生徒が在籍していない。静岡市は市立特別支援学校がない。そのため、該当なし「—」で表示している。

平成19年度医療的ケア実施体制状況調査 医療的ケア項目「その他」の具体的内容

	人数	内 容
1 北海道	19	インシュリン注射、成長ホルモン注射、大腸ストマ、シャントバルブのポンピング、胃から空気を出すための胃ろう、ぼうこうろう、パウチ交換、腎臓カテーテル等
2 青森県	5	介助
3 岩手県	9	服薬の注入、血糖値測定
4 宮城県	1	腹膜透析
5 秋田県	45	服薬、座薬、胃ろう管理、胸部創部消毒
6 山形県	0	---
7 福島県	96	発作時の座薬挿入
8 茨城県	6	人工肛門の衛生管理、浣腸の薬液調合等
9 栃木県	18	膀胱皮膚ろう、酸素飽和度測定等
10 群馬県	18	抗てんかん坐薬挿入、病院の訪問生で複合的
11 埼玉県	20	ストーマ管理、鼻マスク、腎ろう、成長ホルモン注射、インスリン注射等
12 千葉県	36	人工肛門の管理、ホルモン注射、膀胱ろうによる排尿処理等
13 東京都	101	胃ろう、腸ろう部の衛生管理、人工肛門の管理等
14 神奈川県	45	血糖値測定、インシュリン注射
15 新潟県	5	経管栄養からの水分補給、胃ろうからの排気・水分補給
16 富山県	0	---
17 石川県	2	膀胱瘻による尿路管理、点鼻薬デスマプレシン
18 福井県	4	血糖値測定、パウチの装脱着
19 山梨県	0	---
20 長野県	12	浣腸
21 岐阜県	40	インシュリン投与、胃ガス抜き、義眼の着脱、人工肛門の管理、アンビューバッグ、座薬の挿肛、緊急時の酸素吸入
22 静岡県	18	薬液吸入・インシュリン注射・気管切開部より直に吸引
23 愛知県	13	経管からの服薬、人工肛門管理、ホルモン注射、座薬挿肛等
24 三重県	0	---
25 滋賀県	3	アンデューによる補助呼吸、血糖値測定とインシュリン注射
26 京都府	8	皮下注射、血糖値測定、成長ホルモンの注射
27 大阪府	13	浣腸、腸ろう部からの浣腸、アンビューバッグによる呼吸補助、聴診器による脈拍測定、インシュリン注射
28 兵庫県	50	摘便、投薬等
29 奈良県	3	インスリン注射・血糖値測定、酸素吸入(鼻腔カニューレ)
30 和歌山県	3	自己吸引の介助、緊急時の薬剤投与
31 鳥取県	12	アンビューバッグによる深呼吸、NGチューブの再挿入、座薬挿入、経鼻経管による与薬の投与
32 島根県	14	成長ホルモン
33 岡山県	4	座薬
34 広島県	2	腹膜透析、インスリン注射
35 山口県	3	間欠的経鼻胃管栄養法、胃ろうからの水分補給、薬液注入
36 徳島県	0	---
37 香川県	0	---
38 愛媛県	0	---
39 高知県	0	---
40 福岡県	0	---
41 佐賀県	2	人工肛門処置、胃・腸からの排気
42 長崎県	12	胃内空気の吸引
43 熊本県	11	透析、気管カニューレ挿入、インシュリン自己注射
44 大分県	43	坐薬、注射、薬
45 宮崎県	2	座薬

	人数	内 容
46 鹿児島県	37	インシュリン皮下注射等
47 沖縄県	9	座薬、ストーマ管理、酸素使用、膀胱ろう
51 札幌市	0	---
52 仙台市	0	---
53 さいたま市	0	---
54 千葉市	0	---
55 川崎市	0	---
56 横浜市	0	---
57 新潟市	---	(医療的ケア対象者がいない)
58 静岡市	---	(特別支援学校が設置されていない)
59 浜松市	---	(医療的ケア対象者がいない)
60 名古屋市	---	(医療的ケア対象者がいない)
61 京都市	2	腎臓カテーテル管理、在宅持続静注射法
62 大阪市	4	夜間腹膜透析、インシュリン注射補助、酸素吸入
63 堺市	0	---
64 神戸市	1	経鼻チューブの挿入・抜去
65 広島市	1	看護師による導尿
66 北九州市	0	---
67 福岡市	6	服薬の対応、気管カニューレの抜去時の緊急対応、人工肛門洗浄等

※「---」は該当なしを示す。